

第5章 団体・事業所アンケート調査結果

第5章 団体・事業所アンケート調査結果

1. アンケート実施の概要

(1) 目的

現在の美化清掃活動に関する課題認識とアダプト（里親）制度に関する意向を把握する。

(2) 調査対象

団体・事業所向け	団体 200 先 ・霧島市内の地区自治公民館 89 先 ・霧島市内で活動している主要ボランティア団体から抽出 40 先 ・霧島市内の自治会・老人クラブから抽出 40 先 ・霧島市内の小・中・高等学校、大学・専門学校から抽出 31 先 事業所 300 先 霧島市内に所在する事業所から、無作為抽出
----------	---

(3) 調査項目

- ① 回答団体・事業所の属性（概要）
- ② 地域の環境に対する認識
- ③ 美化清掃に関するボランティア活動への取り組み
- ④ 美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由と問題点
- ⑤ 鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識
- ⑥ 自由意見

(4) 調査項目

郵送による配布、回収

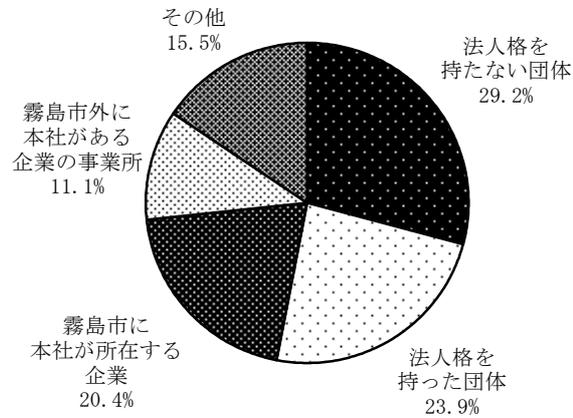
(5) 回収状況

対象	送付数	回収数	回収率
団体・事業所向け	500	248	49.6%

2. 回答団体・事業所の属性

(1) 団体・事業所の種類

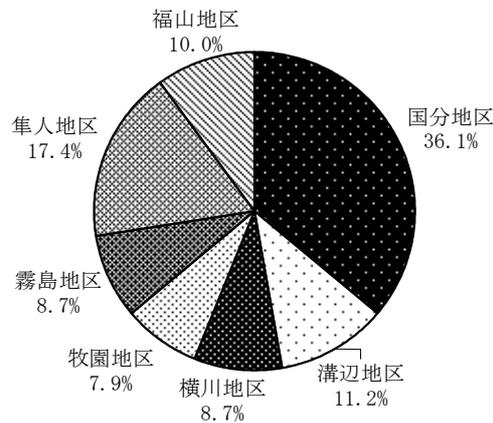
図表 5-1 団体・事業所の種類 (SA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	法人格を持たない団体	66	29.2
2	法人格を持った団体	54	23.9
3	霧島市に本社が所在する企業	46	20.4
4	霧島市外に本社がある企業の事業所	25	11.1
5	その他	35	15.5
	全体	226	100.0

(2) 所在地区別

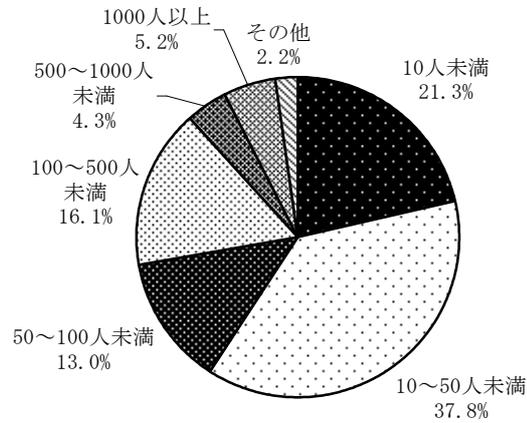
図表 5-2 所在地区別 (SA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	国分地区	87	36.1
2	溝辺地区	27	11.2
3	横川地区	21	8.7
4	牧園地区	19	7.9
5	霧島地区	21	8.7
6	隼人地区	42	17.4
7	福山地区	24	10
	全体	241	100.0

(3) 会員・従業員規模別

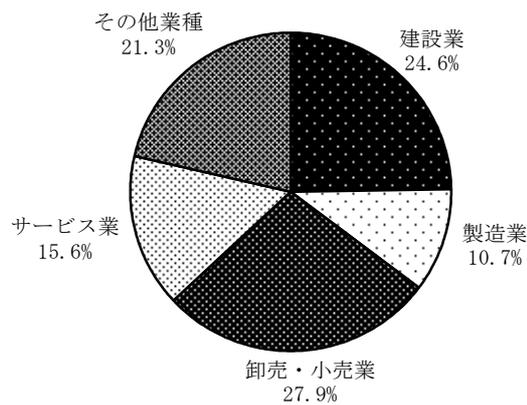
図表5-3 会員・従業員規模別 (SA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	10人未満	49	21.3
2	10~50人未満	87	37.8
3	50~100人未満	30	13.0
4	100~500人未満	37	16.1
5	500~1000人未満	10	4.3
6	1000人以上	12	5.2
7	その他	5	2.2
	全体	230	100.0

(4) 業種別 (※事業所のみ)

図表5-4 業種別 (SA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	建設業	30	24.6
2	製造業	13	10.7
3	卸売・小売業	34	27.9
4	サービス業	19	15.6
5	その他業種	26	21.3
	全体	122	100.0

3. 地域の環境に対する認識

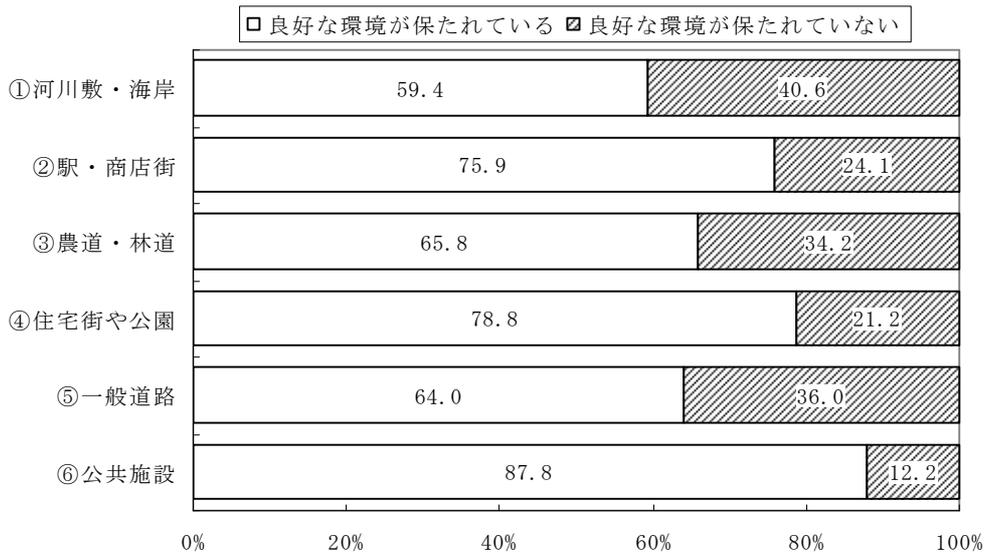
2. 貴団体・事業所がある地域の環境について伺います。

貴団体・事業所がある地域について、良好な環境が保たれていると思いますか？「2. 良好な環境が保たれていない」を選んだ方は、その内容を具体的にお書きください。

①河川敷・海岸、②駅・商店街、③農道・林道、④住宅街や公園、⑤一般道路、⑥公共施設に関する所在地の環境について、どの項目においても「良好な環境が保たれている」が「良好な環境が保たれていない」を上回っているが、項目によって、その割合に違いがみられる。⑥公共施設では「良好な環境が保たれている」が8割を超える一方で、①河川敷・海岸と⑤一般道路、③農道・林道では50～60%台にとどまり、「良好な環境が保たれていない」が3割を超えている。

市民の認識と比較してみると、③農道・林道について、「良好な環境が保たれている」と回答した市民は76.2%に対し、団体・事業所は65.8%と10.4ポイント少なく、②駅・商店街と①河川敷・海岸についても同様に、それぞれ6.3ポイント、5.8ポイント少なくなっており、団体・事業所のほうが市民より「良好な環境が保たれていない」と感じていることがうかがえる。

図表5-5 地域の環境に対する認識（SA）



カテゴリー名		良好な環境が保たれている	良好な環境が保たれていない	全体
①河川敷・海岸	n	111	76	187
	%	59.4	40.6	100.0
②駅・商店街	n	120	38	158
	%	75.9	24.1	100.0
③農道・林道	n	127	66	193
	%	65.8	34.2	100.0
④住宅街や公園	n	149	40	189
	%	78.8	21.2	100.0
⑤一般道路	n	137	77	214
	%	64.0	36.0	100.0
⑥公共施設	n	165	23	188
	%	87.8	12.2	100.0

「良好な環境が保たれていない」と思う内容については、市民と同様に、「雑草が生い茂っている」「ポイ捨てが多い」といった回答が多い。

図表5-6 良好な環境が保たれていないと思う内容（F A）※主なものを抜粋

	所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	良好な環境が保たれていないと思う内容
①河川敷・海岸	国分地区	団体（その他団体）	10人未満	人手がない為雑草の伐採が出来ない
	溝辺地区	事業所（製造業）	10～50人未満	草が茂ってゴミのポイ捨てが目立つ。
	牧園地区	事業所（サービス業）	10～50人未満	河川内に雑草があるので、出初式の前に、消防が河川底の草を刈り取ったらよい。
	霧島地区	団体（地区自治公民館）	100～500人未満	寄州が発達し、水の流れを狭くしている。ごみ等がたまる。
	隼人地区	団体（その他団体） 団体（地区自治公民館）	10～50人未満 10～50人未満	上流域から雨天時に大量のゴミが流れてくる。肥料袋、空き缶、ボトル、ビニール、粗大ごみ 不法投棄が多い。自転車、タイヤ、電化製品等。監視員を置き、指導・啓発が必要。
②駅・商店街	国分地区	事業所（卸売・小売業）	10人未満	せめて自店前は清潔に。
	霧島地区	事業所（卸売・小売業）	10人未満	雑草が多いため、清掃する人がいない。
	隼人地区	団体（地区自治公民館）	10～50人未満	タバコの吸殻、ガム、マスク等のポイ捨て。禁煙を徹底行うべきである。
③農道・林道	国分地区	団体（その他団体） 事業所（建設業）	10人未満 10～50人未満	道路の上空を雑木が覆い、大型車など通行に支障をきたしている 舗装が痛んでいる。
	溝辺地区	事業所（製造業）	10～50人未満	草が茂って道路へ出にくい。（見通しが悪い。）
	霧島地区	事業所（建設業）	10～50人未満	暗い、あまり人が通らないような交通量の少ないところにゴミを捨てる人が多い。
	隼人地区	団体（地区自治公民館） 事業所（建設業） 団体（地区自治公民館）	10～50人未満 10～50人未満 1000人以上	農道路肩部分の刈取り後の片付けがなされていない。 年々刈草が堆積して通行の妨げになっている。 側溝等にビニール袋（肥料袋）のポイ捨てを見かける隣接する所有者が意識を持たない。（我が良ければそれで良い）
	福山地区	団体（地区自治公民館）	500～1000人未満	高齢化が進んで管理が行き届かなくなった
④住宅街や公園	国分地区	団体（その他団体） 事業所（建設業） 団体（地区自治公民館）	50～100人未満 10～50人未満 500～1000人未満	雑草のカヤ、繁茂しすぎ。特に、つつじの植え込みの中。 公園のトイレが死角になっていて防犯上物騒 側溝に蓋がない所が多い。
	横川地区	団体（地区自治公民館）	10～50人未満	高齢化が進み、除草作業が遅れる。
	霧島地区	団体（自治会） 事業所（サービス業） 事業所（卸売・小売業）	50～100人未満 10人未満 10人未満	空家等の管理・草木の茂りすぎ。 十分な整備や設備がない。街灯なども。 自治会に加入していないため、個人ではやらない。
	隼人地区	団体（地区自治公民館）	10～50人未満	植樹の根回りの雑草、空き缶、ビン等のポイ捨てを取り締まる必要性を感じる。
	福山地区	団体（地区自治公民館） 事業所（建設業）	500～1000人未満 10人未満	市営住宅（特に樗木段住宅）周辺の清掃が行き届いていない 汚水・雨水等の排水が不備のため、浄化槽が設置できない。
	⑤一般道路	国分地区	団体（地区自治公民館） 事業所（建設業）	50～100人未満 10～50人未満
横川地区		団体（地区自治公民館）	50～100人未満	空き缶・ペットボトル・弁当の空をビニール袋に入れた物等のポイ捨てが多い。
隼人地区		事業所（その他業種） 団体（地区自治公民館）	10人未満 10～50人未満	223号線の道路脇の草が生い茂っていて見苦しい。 歩道植樹箇所雑草が茂って管理がなされていない。むしろ植えない方がよい。
国分地区		団体（その他団体） 事業所（建設業）	50～100人未満 10～50人未満	公民館の庭や周囲の雑草。 公衆トイレが夜暗い。日曜は汚い。
⑥公共施設	溝辺地区	団体（地区自治公民館）	その他	愛郷平和記念公園、高尾神社等の参道にポイ捨てが多い。
	隼人地区	団体（地区自治公民館）	10～50人未満	雑草が生い茂る。防草シートで管理するのも考慮すべきである。

4. 美化清掃に関するボランティア活動への取り組み

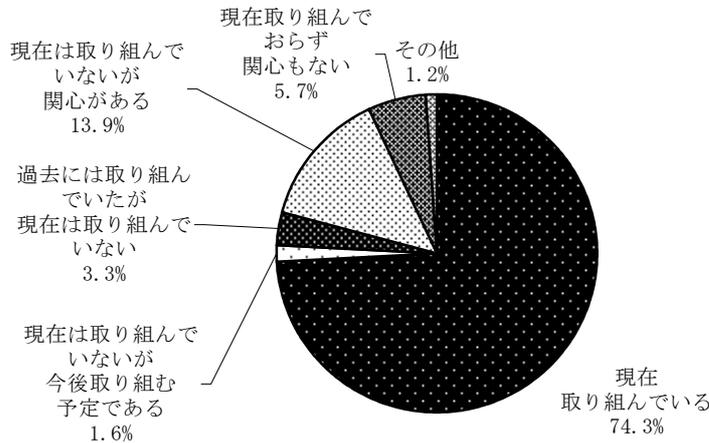
(1) 美化清掃に関するボランティア活動への取り組み

3-1. 貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動への取り組みについて、最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

美化清掃に関するボランティア活動への取り組み状況は、「現在取り組んでいる」(74.3%)が最も多く、7割以上の団体・事業所が現在取り組んでおり、「現在参加している」が48.1%と約半数を占める市民より、さらに多い。

また、「現在は取り組んでいないが今後取り組む予定である」(1.6%)、「現在は取り組んでいないが関心がある」が13.9%となっており、美化清掃に関するボランティア活動を前向きに捉えている団体・事業所が15.5%を占めている。

図表5-7 美化清掃に関するボランティア活動への取り組み状況 (S A)



No.	カテゴリー名	n	%
1	現在取り組んでいる	182	74.3
2	現在は取り組んでいないが今後取り組む予定である	4	1.6
3	過去には取り組んでいたが現在は取り組んでいない	8	3.3
4	現在は取り組んでいないが関心がある	34	13.9
5	現在取り組んでおらず関心もない	14	5.7
6	その他	3	1.2
	全体	245	100.0

事業所における美化清掃に関するボランティア活動への取り組み状況を従業員規模・業種別にみると、概ねどの従業員規模・業種でも「現在取り組んでいる」、「現在は取り組んでいないが関心がある」が多くなっている。特に、業種別では建設業で「現在取り組んでいる」が93.3%と、90%を超えている。

図表5-8 従業員規模・業種別にみた美化清掃に関するボランティア活動への取り組み状況（SA）※事業所のみ

区分		調査数	現在取り組んでいる	予定していたが、今取り組んでいない	現在取り組んでいるが、今は取り組んでいない	過去に一度は取り組んでいたが、今は関心がある	現在取り組んでいないが、関心がある	その他	不明
合計		122 100.0	63 51.6	3 2.5	8 6.6	30 24.6	13 10.7	3 2.5	2 1.6
従業員規模	10人未満	46 100.0	15 32.6	2 4.3	1 2.2	15 32.6	8 17.4	3 6.5	2 4.3
	10～50人未満	49 100.0	32 65.3	1 2.0	5 10.2	6 12.2	5 10.2	-	-
	50～100人未満	15 100.0	10 66.7	-	2 13.3	3 20.0	-	-	-
	100～500人未満	5 100.0	1 20.0	-	-	4 80.0	-	-	-
	500～1000人未満	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-
	1000人以上	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
	不明	4 100.0	3 75.0	-	-	1 25.0	-	-	-
業種	建設業	30 100.0	28 93.3	1 3.3	-	1 3.3	-	-	-
	製造業	13 100.0	7 53.8	-	1 7.7	5 38.5	-	-	-
	卸売・小売業	34 100.0	11 32.4	1 2.9	3 8.8	11 32.4	5 14.7	1 2.9	2 5.9
	サービス業	19 100.0	8 42.1	-	1 5.3	6 31.6	4 21.1	-	-
	その他業種	26 100.0	9 34.6	1 3.8	3 11.5	7 26.9	4 15.4	2 7.7	-

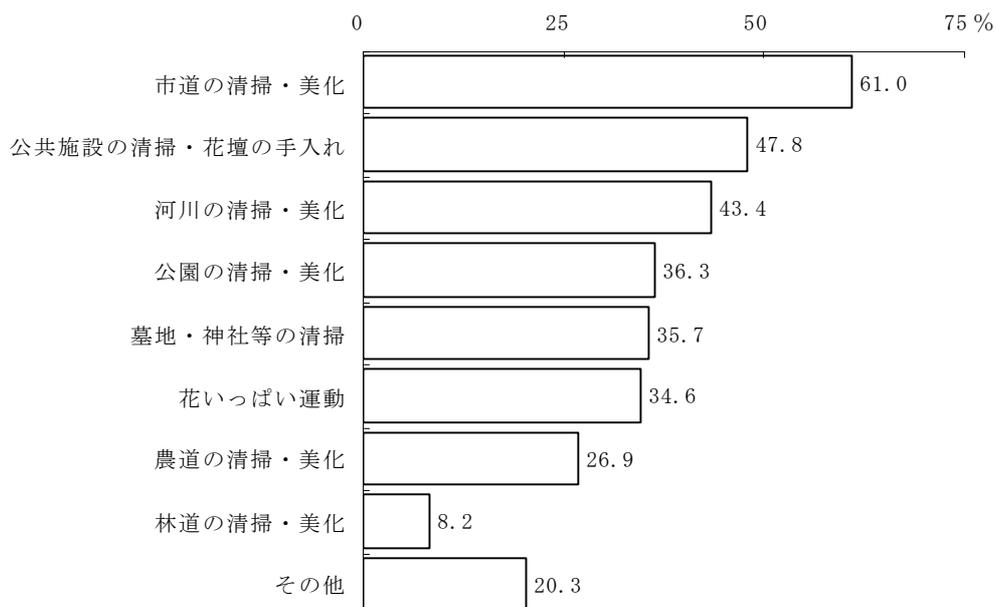
(2) 現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動の内容

3-2. 3-1. で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きします。

現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動はどのようなものですか？

現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動の内容は、「市道の清掃・美化」(61.0%)が最も多く、次いで、「公共施設の清掃・花壇の手入れ」(47.8%)、「河川の清掃・美化」(43.4%)などとなっている。

図表5-9 現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動の内容 (MA)



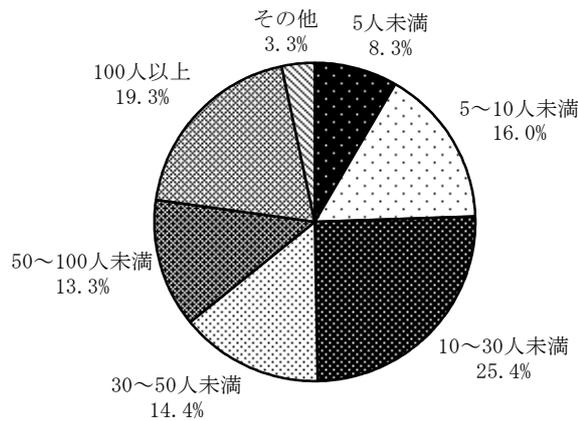
No.	カテゴリー名	n	%
1	河川の清掃・美化	79	43.4
2	市道の清掃・美化	111	61.0
3	農道の清掃・美化	49	26.9
4	林道の清掃・美化	15	8.2
5	公園の清掃・美化	66	36.3
6	公共施設の清掃・花壇の手入れ	87	47.8
7	墓地・神社等の清掃	65	35.7
8	花いっぱい運動	63	34.6
9	その他	37	20.3
	全体	182	100.0

(3) 美化清掃に関するボランティア活動への1回あたり平均参加人数

3-3. 3-1. で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きします。
 3-2. でご回答頂いた貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動には、1回あたり平均何人程度参加されていますか？

美化清掃に関するボランティア活動への1回あたり平均参加人数は、「10～30人未満」(25.4%)が最も多く、次いで、「100人以上」(19.3%)、「5～10人未満」(16.0%)となっている。

図表5-10 美化清掃に関するボランティア活動への1回あたり平均参加人数(SA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	5人未満	15	8.3
2	5~10人未満	29	16.0
3	10~30人未満	46	25.4
4	30~50人未満	26	14.4
5	50~100人未満	24	13.3
6	100人以上	35	19.3
7	その他	6	3.3
	全体	181	100.0

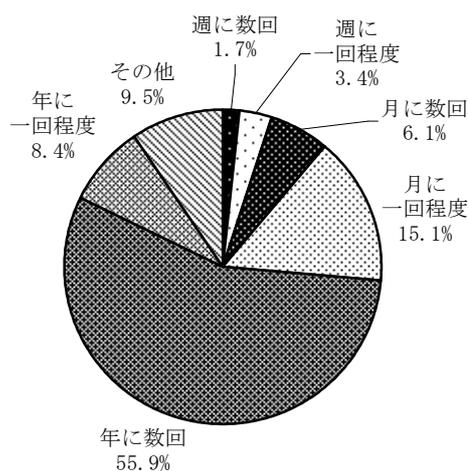
(4) 美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度

3-4. 3-1. で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きします。

貴団体・事業所は、3-2. でご回答頂いた美化清掃に関するボランティア活動に、おおよそどれ位の頻度で参加されていますか？

美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度は、「年に数回」(55.9%) が最も多く、次いで、「月に一回程度」(15.1%)、「年に一回程度」(8.4%) となっている。

図表5-11 美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度 (SA)



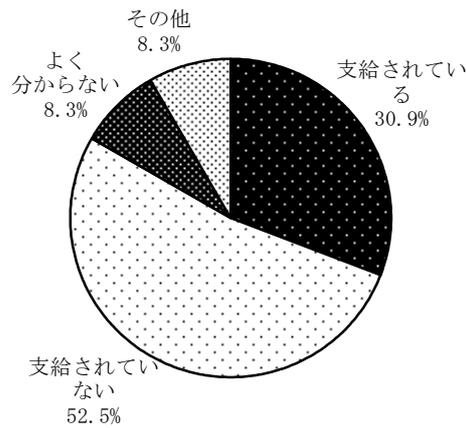
No.	カテゴリー名	n	%
1	週に数回	3	1.7
2	週に一回程度	6	3.4
3	月に数回	11	6.1
4	月に一回程度	27	15.1
5	年に数回	100	55.9
6	年に一回程度	15	8.4
7	その他	17	9.5
	全体	179	100.0

(5) 美化清掃に関するボランティア活動に係る補助金・助成金等の有無

3-5. 3-1. で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きします。
 3-2. でご回答頂いた貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動には、霧島市等から助成金・補助金等が支給されていますか？

美化清掃に関するボランティア活動に係る補助金・助成金等については、「支給されている」が30.9%、「支給されていない」が52.5%、「よく分からない」が8.3%となっている。

図表5-12 美化清掃に関するボランティア活動に係る補助金・助成金等の有無（SA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	支給されている	56	30.9
2	支給されていない	95	52.5
3	よく分からない	15	8.3
4	その他	15	8.3
	全体	181	100.0

5. 美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由と問題点

(1) 美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由

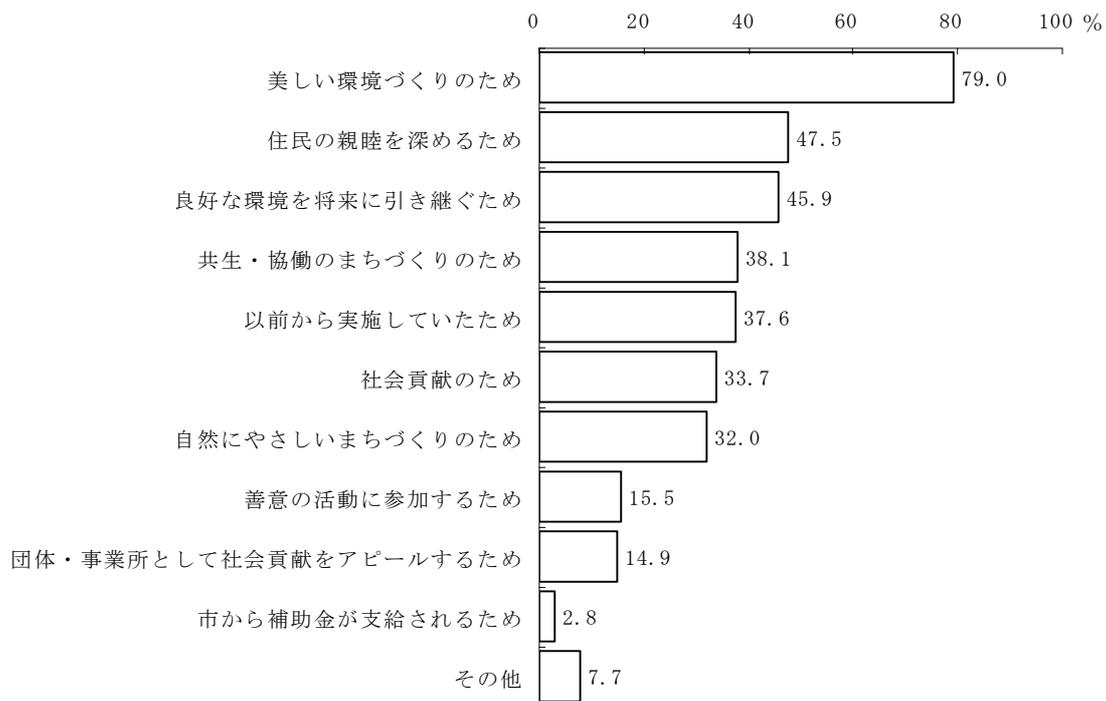
4-1. 3-1. で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きします。

貴団体・事業所が美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいる理由はどのようなものですか？

美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由は、「美しい環境づくりのため」(79.0%)が最も多く、次いで、「住民の親睦を深めるため」(47.5%)、「良好な環境を将来に引き継ぐため」(45.9%)などとなっている。

市民のボランティア活動への参加理由と比較すると、「共生・協働のまちづくりのため」(市民:20.3%、団体・事業所:38.1%)、「美しい環境づくりのため」(市民:61.7%、団体・事業所:79.0%)、「自然にやさしいまちづくりのため」(市民:15.8%、団体・事業所:32.0%)、「社会貢献のため」(市民:18.0%、団体・事業所:33.7%)について、団体・事業所のほうが15ポイント以上多くなっている。

図表5-13 美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	美しい環境づくりのため	143	79.0
2	自然にやさしいまちづくりのため	58	32.0
3	共生・協働のまちづくりのため	69	38.1
4	良好な環境を将来に引き継ぐため	83	45.9
5	善意の活動に参加するため	28	15.5
6	社会貢献のため	61	33.7
7	団体・事業所として社会貢献をアピールするため	27	14.9
8	市から補助金が支給されるため	5	2.8
9	住民の親睦を深めるため	86	47.5
10	以前から実施していたため	68	37.6
11	その他	14	7.7
	全体	181	100.0

事業所における美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由は「美しい環境づくりのため」と「社会貢献のため」が50%を超えている。

業種別にみると、建設業では「社会貢献のため」(57.1%)に次いで「団体・事業所として社会貢献をアピールするため」(53.6%)が「美しい環境づくりのため」と同率で多くなっている。

図表5-14 従業員規模・業種別にみた美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由(MA) ※事業所のみ

区分	調査数	た美しい環境づくりのため	自然にやさしいまちづくりのため	共生の協働のまちづくりのため	良好な環境を将来に引き継ぐため	善意の活動に参加するため	社会貢献のため	団体・事業所として社会貢献をアピールするため	市から補助金が支給されるため	住民の親睦を深めるため	以前から実施している	その他	不明	
合計	63 100.0	37 58.7	15 23.8	14 22.2	19 30.2	8 12.7	32 50.8	19 30.2	-	16 25.4	15 23.8	8 12.7	1 1.6	
従業員規模	10人未満	15 100.0	7 46.7	5 33.3	5 33.3	5 33.3	1 6.7	4 26.7	1 6.7	-	4 26.7	3 20.0	3 20.0	-
	10～50人未満	32 100.0	20 62.5	5 15.6	3 9.4	9 28.1	3 9.4	18 56.3	13 40.6	-	11 34.4	8 25.0	4 12.5	1 3.1
	50～100人未満	10 100.0	7 70.0	4 40.0	3 30.0	4 40.0	3 30.0	7 70.0	4 40.0	-	1 10.0	2 20.0	1 10.0	-
	100～500人未満	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
	500～1000人未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1000人以上	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
	不明	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-
業種	建設業	28 100.0	15 53.6	7 25.0	4 14.3	6 21.4	3 10.7	16 57.1	15 53.6	-	12 42.9	8 28.6	4 14.3	1 3.6
	製造業	7 100.0	3 42.9	-	2 28.6	2 28.6	-	3 42.9	1 14.3	-	1 14.3	1 14.3	-	-
	卸売・小売業	11 100.0	7 63.6	3 27.3	2 18.2	6 54.5	1 9.1	3 27.3	1 9.1	-	-	4 36.4	2 18.2	-
	サービス業	8 100.0	5 62.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5	-	4 50.0	1 12.5	-	2 25.0	-	1 12.5	-
	その他業種	9 100.0	7 77.8	3 33.3	5 55.6	4 44.4	4 44.4	6 66.7	1 11.1	-	1 11.1	2 22.2	1 11.1	-

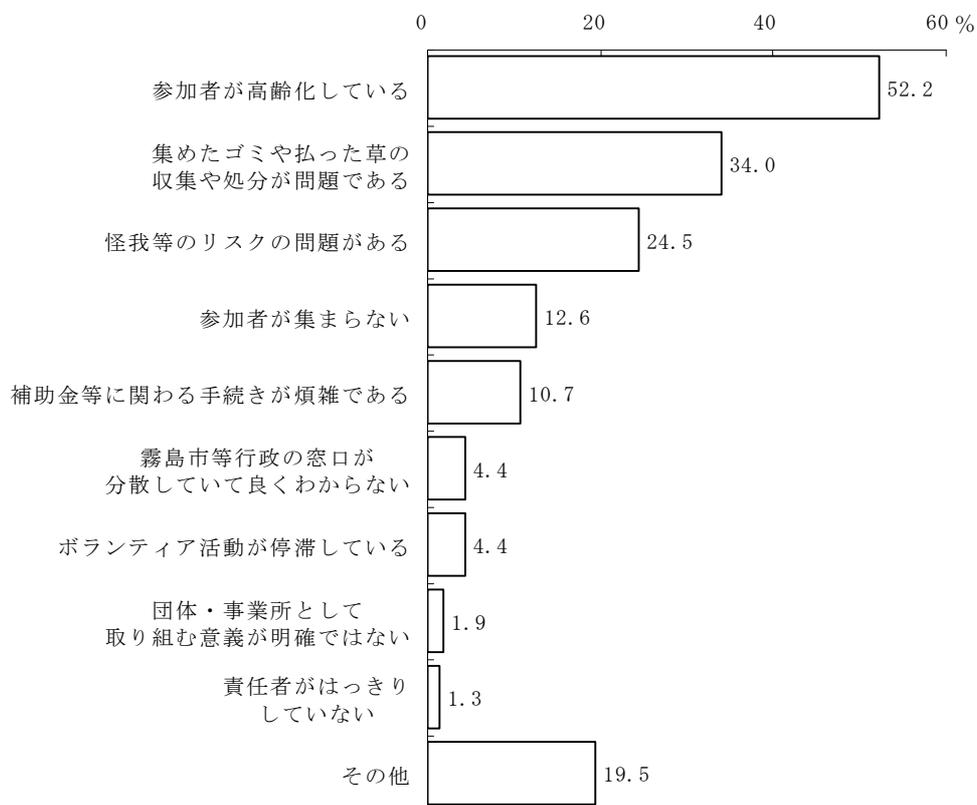
(2) 美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点

4-2. 3-1. で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きします。
 貴団体・事業所が美化清掃に関するボランティア活動をするうえで、困っていることは何ですか？

美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点は、「参加者が高齢化している」(52.2%) が最も多く、次いで、「集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である」(34.0%)、「怪我等のリスクの問題がある」(24.5%) などとなっている。

市民のボランティア活動に関する問題点と比較すると、「参加者が高齢化している」が最も多いのは同様だが、「集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である」(市民：18.7%、団体・事業所：34.0%)、「怪我等のリスクの問題がある」(市民：10.7%、団体・事業所 24.5%) について、団体・事業所のほうが 10 ポイント以上多く問題だと回答している。

図表 5-15 美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点 (MA)



No.	カテゴリ名	n	%
1	参加者が集まらない	20	12.6
2	参加者が高齢化している	83	52.2
3	怪我等のリスクの問題がある	39	24.5
4	責任者がはっきりしていない	2	1.3
5	集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である	54	34.0
6	霧島市等行政の窓口が分散していて良くわからない	7	4.4
7	補助金等に関わる手続きが煩雑である	17	10.7
8	ボランティア活動が停滞している	7	4.4
9	団体・事業所として取り組む意義が明確ではない	3	1.9
10	その他	31	19.5
	全体	159	100.0

事業所における美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点は、「集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である」(41.3%)が最も多く、次いで「怪我等のリスクの問題がある」(15.9%)、「参加者が高齢化している」(11.1%)となっている。

従業員規模別にみると、50～100人未満の事業所で「怪我等のリスクの問題がある」が40.0%を超えている。

業種別にみると、「参加者が集まらない」がサービス業では最も多く、卸売・小売業、「集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である」、「参加者が高齢化している」と同率で多くなっている。

図表5-16 従業員規模・業種別にみた美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点(MA)※事業所のみ

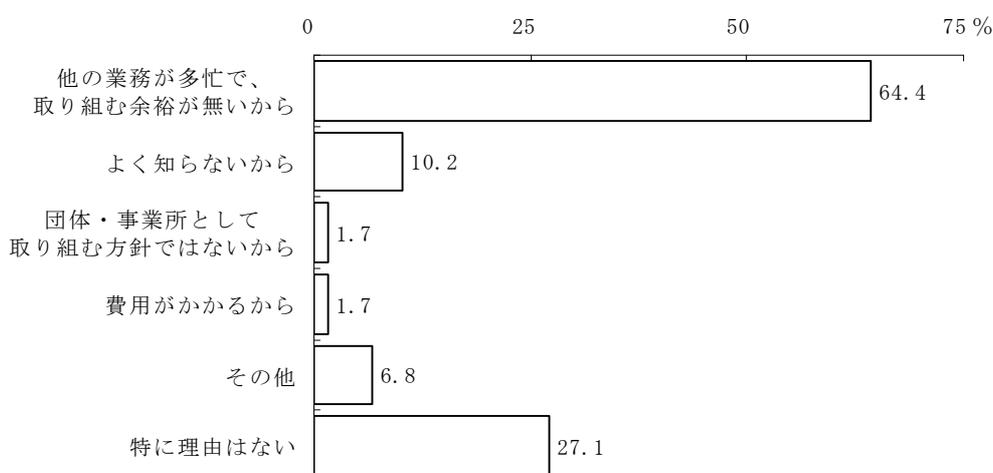
区分	調査数	参加者が集まらない	参加者が高齢化している	怪我等のリスクの問題がある	責任者がはっきりしていない	集めたゴミや処分が問題である	霧島市等行政の窓口が分散していない	補助金等に煩雑である	ボランティア活動が停滞している	団体・事業所として明確でない	その他	不明
合計	63 100.0	6 9.5	7 11.1	10 15.9	1 1.6	26 41.3	1 1.6	-	-	2 3.2	12 19.0	13 20.6
従業員規模	10人未満	15 100.0	3 20.0	4 26.7	2 13.3	5 33.3	-	-	-	1 6.7	2 13.3	4 26.7
	10～50人未満	32 100.0	-	2 6.3	4 12.5	17 53.1	1 3.1	-	-	1 3.1	6 18.8	7 21.9
	50～100人未満	10 100.0	2 20.0	1 10.0	4 40.0	1 10.0	-	-	-	-	2 20.0	2 20.0
	100～500人未満	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	500～1000人未満	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-
	1000人以上	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-
	不明	3 100.0	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	2 66.7	-
業種	建設業	28 100.0	-	3 10.7	4 14.3	19 67.9	1 3.6	-	-	1 3.6	4 14.3	3 10.7
	製造業	7 100.0	-	-	1 14.3	2 28.6	-	-	-	-	2 28.6	2 28.6
	卸売・小売業	11 100.0	2 18.2	2 18.2	1 9.1	1 9.1	2 18.2	-	-	-	4 36.4	3 27.3
	サービス業	8 100.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	-	-	1 12.5	-	4 50.0
	その他業種	9 100.0	1 11.1	1 11.1	3 33.3	-	2 22.2	-	-	-	2 22.2	1 11.1

(3) 美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由

4-3. 3-1. で「2~6. 現在は参加してしない」と回答された方にお聞きします。
 貴団体・事業所が美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由はどのようなものですか？

美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由は、「他の業務が多忙で、取り組む余裕が無いから」(64.4%) が最も多く、次いで、「よく知らないから」(10.2%)、「団体・事業所として取り組む方針ではないから」(1.7%)、「費用がかかるから」(1.7%) などとなっている。また、27.1%の団体・事業所が「特に理由はない」と回答している。

図表 5-17 美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	団体・事業所として取り組む方針ではないから	1	1.7
2	よく知らないから	6	10.2
3	他の業務が多忙で、取り組む余裕が無いから	38	64.4
4	費用がかかるから	1	1.7
5	特に理由はない	16	27.1
6	その他	4	6.8
	全体	59	100.0

事業所における美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由を従業員規模・業種別にみると、概ね、どの従業員規模・業種でも「他の業務が多忙で、取り組む余裕が無いから」が多くなっている。

図表5-18 従業員規模・業種別にみた美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由（MA）

※事業所のみ

区分		調査数	い取団 かり組 ら・事 む方業 針所と はして	よく 知らない から	か取他 らりの 組業 む務 余が多 裕が忙 無いで、	費用 がかか るから	特に 理由は ない	その他	不明
合計		59 100.0	1 1.7	6 10.2	36 61.0	-	14 23.7	4 6.8	5 8.5
従業員規模	10人未満	31 100.0	-	1 3.2	15 48.4	-	11 35.5	1 3.2	4 12.9
	10～50人未満	17 100.0	1 5.9	4 23.5	12 70.6	-	3 17.6	2 11.8	-
	50～100人未満	5 100.0	-	1 20.0	4 80.0	-	-	1 20.0	-
	100～500人未満	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-	-	-
	500～1000人未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-
	1000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	不明	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0
業種	建設業	2 100.0	-	-	-	-	1 50.0	-	1 50.0
	製造業	6 100.0	-	1 16.7	6 100.0	-	-	-	-
	卸売・小売業	23 100.0	1 4.3	2 8.7	13 56.5	-	7 30.4	1 4.3	1 4.3
	サービス業	11 100.0	-	2 18.2	4 36.4	-	4 36.4	-	3 27.3
	その他業種	17 100.0	-	1 5.9	13 76.5	-	2 11.8	3 17.6	-

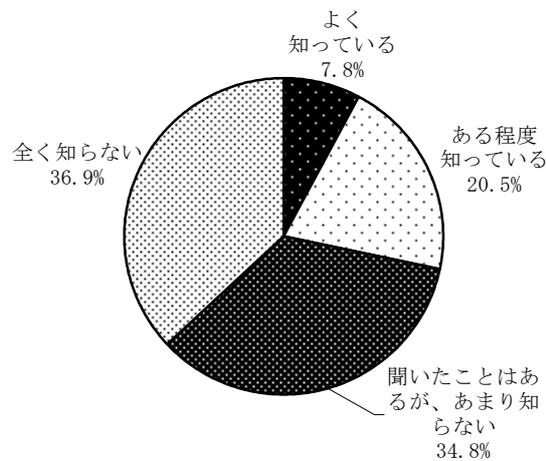
6. 鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識

(1) アダプト（里親）制度に対する認知度

5-1. アダプト制度についてご存知でしたか？

アダプト（里親）制度に対する認知度は、「全く知らない」（36.9%）と「聞いたことはあるが、あまり知らない」（34.8%）の合計が71.7%で、「ある程度知っている」（20.5%）と「よく知っている」（7.8%）との合計が28.3%にとどまっており、「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計が15.6%である市民と同様、認知度は低い。

図表5-19 アダプト（里親）制度に対する認知度（SA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	19	7.8
2	ある程度知っている	50	20.5
3	聞いたことはあるが、あまり知らない	85	34.8
4	全く知らない	90	36.9
	全体	244	100.0

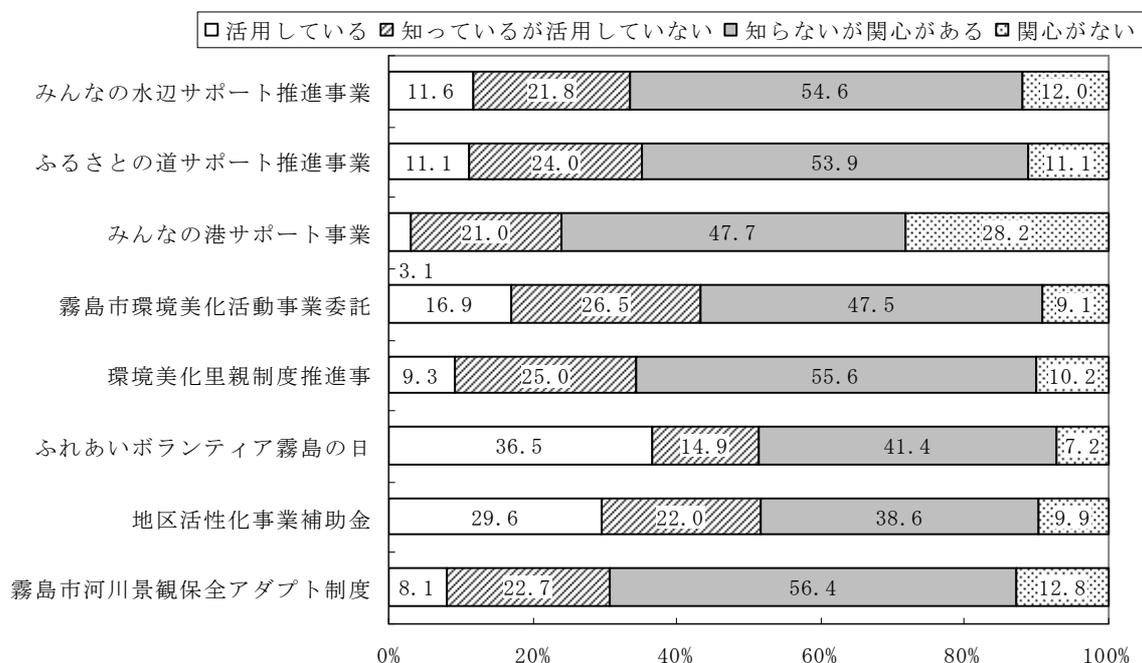
(2) 鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みに対する認知・活用度

5-2. 鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みをご存知でしたでしょうか？

鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みに対する認知・活用度は、全ての事業・制度で「知らないが関心がある」が最も多いが、『ふれあいボランティア霧島の日』と『地区活性化事業補助金』は「活用している」がそれぞれ 36.5%、29.6%と、他事業・制度に比べ多くなっている。

市民の認知・活用度と比較すると、概ねどの事業・制度とも「活用している」が多くなっており、『ふれあいボランティア霧島の日』と『地区活性化事業補助金』は 15 ポイント以上多くなっている。

図表5-20 鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みに対する認知・活用度（SA）



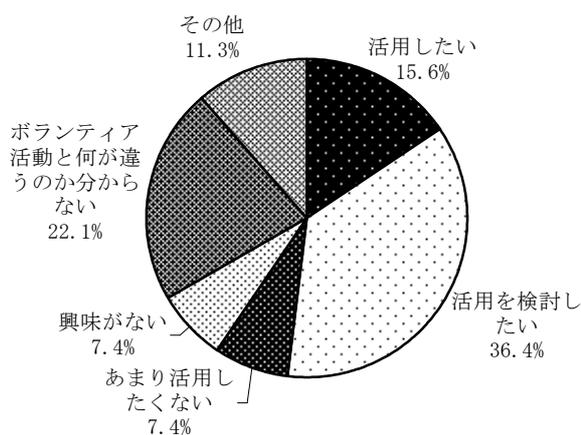
カテゴリー名	活用している	知っているが活用していない	知らないが関心がある	関心がない	全体
みんなの水辺サポート推進事業	n 25 % 11.6	47 21.8	118 54.6	26 12.0	216
ふるさとの道サポート推進事業	n 24 % 11.1	52 24.0	117 53.9	24 11.1	217
みんなの港サポート事業	n 6 % 3.1	41 21.0	93 47.7	55 28.2	195
霧島市環境美化活動事業委託	n 37 % 16.9	58 26.5	104 47.5	20 9.1	219
環境美化里親制度推進事	n 20 % 9.3	54 25.0	120 55.6	22 10.2	216
ふれあいボランティア霧島の日	n 81 % 36.5	33 14.9	92 41.4	16 7.2	222
地区活性化事業補助金	n 66 % 29.6	49 22.0	86 38.6	22 9.9	223
霧島市河川景観保全アダプト制度	n 17 % 8.1	48 22.7	119 56.4	27 12.8	211

(3)アダプト（里親）制度の活用意向

5-3. 霧島市で、多様な施設や場を対象としたアダプト（里親）制度が導入された場合、貴団体・事業所は活用されますか？

アダプト（里親）制度の活用意向は、「活用を検討したい」（36.4％）と「活用したい」（15.6％）の合計が52.0％で、5割以上の団体・事業所がアダプト（里親）制度の活用意向があることがうかがえる。一方、22.1％の団体・事業所が「ボランティア活動と何が違うのか分からない」と回答している。

図表5-21 アダプト（里親）制度の活用意向（S A）



No.	カテゴリー名	n	%
1	活用したい	36	15.6
2	活用を検討したい	84	36.4
3	あまり活用したくない	17	7.4
4	興味がない	17	7.4
5	ボランティア活動と何が違うのか分からない	51	22.1
6	その他	26	11.3
	全体	231	100.0

事業所におけるアダプト（里親）制度の活用意向を従業員規模別にみると、10～500人未満の事業所で「活用したい」と「活用を検討したい」の合計が4割を超えている。一方、10人未満の事業所では「ボランティア活動と何が違うのか分からない」が32.6%最も多くなっている。

業種別にみると、建設業と製造業で「活用したい」と「活用を検討したい」の合計が5割を超えている。

図表5-22 従業員規模・業種別にみたアダプト（里親）制度の活用意向（S A）※事業所のみ

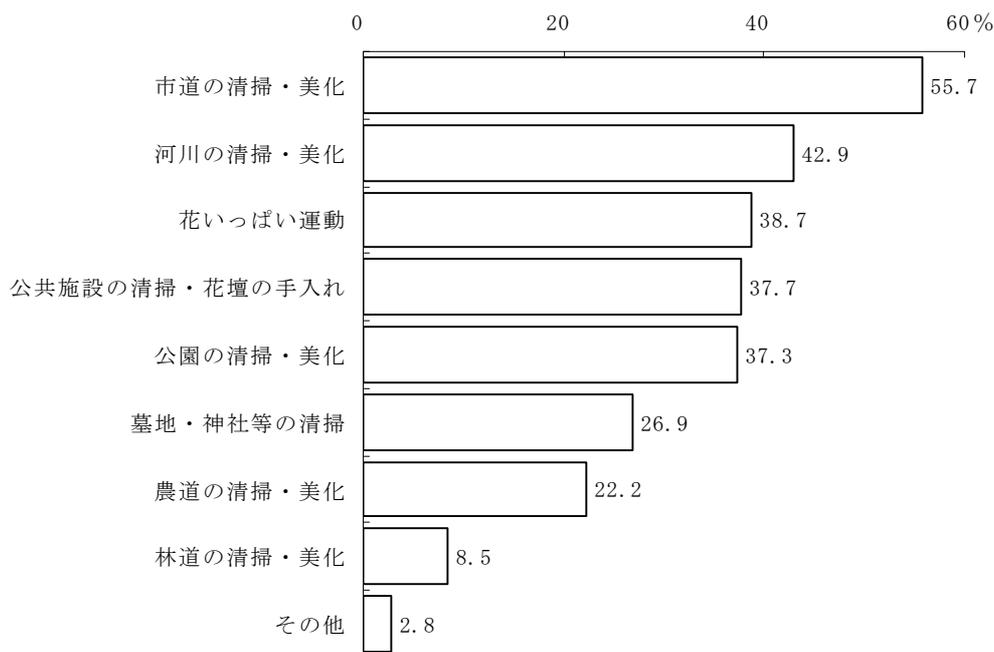
区分		調査数	活用したい	活用を検討したい	いあまり活用したくない	興味がない	何が違うのかボランティア活動と	その他	不明
合計		122 100.0	10 8.2	33 27.0	12 9.8	17 13.9	27 22.1	12 9.8	11 9.0
従業員規模	10人未満	46 100.0	1 2.2	3 6.5	4 8.7	10 21.7	15 32.6	7 15.2	6 13.0
	10～50人未満	49 100.0	7 14.3	16 32.7	6 12.2	7 14.3	6 12.2	2 4.1	5 10.2
	50～100人未満	15 100.0	2 13.3	8 53.3	1 6.7	-	2 13.3	2 13.3	-
	100～500人未満	5 100.0	-	3 60.0	-	-	2 40.0	-	-
	500～1000人未満	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-
	1000人以上	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-
	不明	4 100.0	-	3 75.0	-	-	1 25.0	-	-
業種	建設業	30 100.0	9 30.0	7 23.3	2 6.7	-	9 30.0	2 6.7	1 3.3
	製造業	13 100.0	-	7 53.8	1 7.7	-	4 30.8	-	1 7.7
	卸売・小売業	34 100.0	1 2.9	9 26.5	5 14.7	5 14.7	8 23.5	4 11.8	2 5.9
	サービス業	19 100.0	-	5 26.3	-	7 36.8	4 21.1	-	3 15.8
	その他業種	26 100.0	-	5 19.2	4 15.4	5 19.2	2 7.7	6 23.1	4 15.4

(4)アダプト（里親）制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場等

5-4. 霧島市で、多様な施設や場を対象としたアダプト（里親）制度が導入された場合、貴団体・事業所がアダプト制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場等はどこですか？

アダプト（里親）制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場については、「市道の清掃・美化」（55.7%）が最も多く、次いで、「河川の清掃・美化」（42.9%）、「花いっぱい運動」（38.7%）、「公共施設の清掃・花壇の手入れ」（37.7%）、「公園の清掃・美化」（37.3%）などとなっている。

図表5-23 アダプト（里親）制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場（MA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	河川の清掃・美化	91	42.9
2	市道の清掃・美化	118	55.7
3	農道の清掃・美化	47	22.2
4	林道の清掃・美化	18	8.5
5	公園の清掃・美化	79	37.3
6	公共施設の清掃・花壇の手入れ	80	37.7
7	墓地・神社等の清掃	57	26.9
8	花いっぱい運動	82	38.7
9	その他	6	2.8
	全体	212	100.0

事業所におけるアダプト（里親）制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場について従業員規模・業種別にみると、概ね、どの従業員規模・業種でも「市道の清掃・美化」「河川の清掃・美化」が多くなっている。業種別では、建設業で「河川の清掃・美化」が6割に達している。

図表5-24 従業員規模・業種別にみたアダプト（里親）制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場（MA）

※事業所のみ

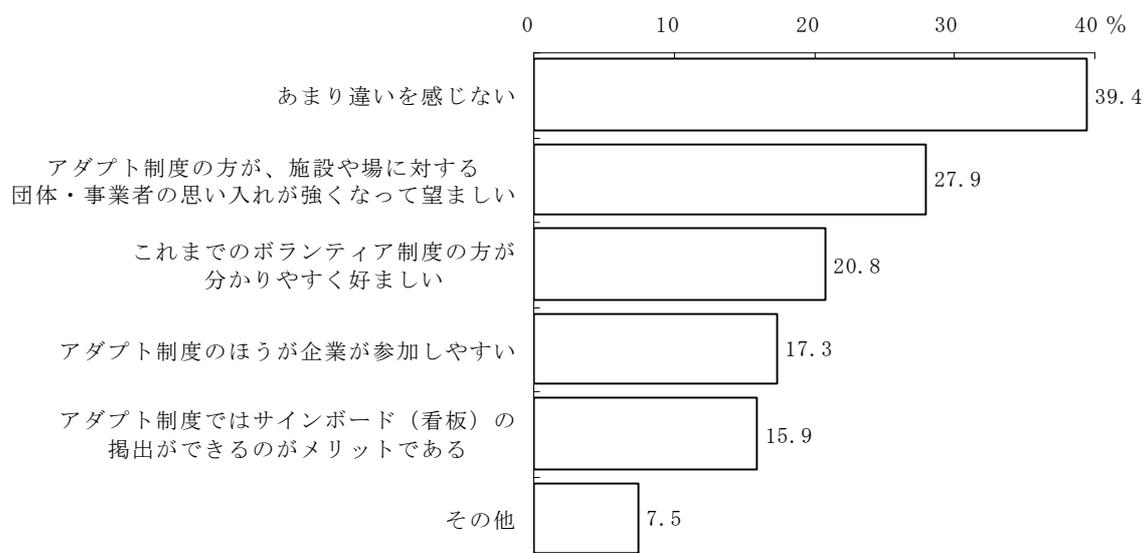
区分		調査数	河川の清掃・美化	市道の清掃・美化	農道の清掃・美化	林道の清掃・美化	公園の清掃・美化	公共施設の手入れの清掃・花壇	墓地・神社等の清掃	花いっぱい運動	その他	不明
合計		122 100.0	36 29.5	54 44.3	15 12.3	8 6.6	29 23.8	20 16.4	10 8.2	26 21.3	3 2.5	27 22.1
従業員規模	10人未満	46 100.0	6 13.0	18 39.1	7 15.2	2 4.3	9 19.6	4 8.7	3 6.5	10 21.7	2 4.3	14 30.4
	10～50人未満	49 100.0	21 42.9	21 42.9	5 10.2	4 8.2	13 26.5	10 20.4	2 4.1	6 12.2	-	10 20.4
	50～100人未満	15 100.0	6 40.0	8 53.3	2 13.3	2 13.3	4 26.7	4 26.7	4 26.7	6 40.0	1 6.7	3 20.0
	100～500人未満	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-	-	2 40.0	-	1 20.0	3 60.0	-	-
	500～1000人未満	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-
	1000人以上	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-
	不明	4 100.0	1 25.0	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-
業種	建設業	30 100.0	18 60.0	15 50.0	7 23.3	5 16.7	11 36.7	11 36.7	4 13.3	6 20.0	-	3 10.0
	製造業	13 100.0	3 23.1	5 38.5	-	-	5 38.5	2 15.4	-	3 23.1	1 7.7	2 15.4
	卸売・小売業	34 100.0	4 11.8	17 50.0	1 2.9	-	5 14.7	2 5.9	3 8.8	8 23.5	-	9 26.5
	サービス業	19 100.0	4 21.1	10 52.6	1 5.3	1 5.3	3 15.8	1 5.3	-	5 26.3	-	5 26.3
	その他業種	26 100.0	7 26.9	7 26.9	6 23.1	2 7.7	5 19.2	4 15.4	3 11.5	4 15.4	2 7.7	8 30.8

(5)アダプト（里親）制度と現在のボランティア活動の違い

5-5. アダプト（里親）制度とボランティア活動の違いについてどのようにお考えになりますか？

アダプト（里親）制度と現在のボランティア活動の違いについては、市民と同様に、「あまり違いを感じない」（39.4%）が最も多い。次いで「アダプト制度の方が、施設や場に対する団体・事業者の思い入れが強くなって望ましい」（27.9%）となっているが、20.8%の団体・事業所が「これまでのボランティア制度の方が分かりやすく好ましい」と回答している。

図表5-25 アダプト（里親）制度と現在のボランティア活動の違い（MA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	あまり違いを感じない	89	39.4
2	アダプト制度のほうが企業が参加しやすい	39	17.3
3	アダプト制度ではサインボード（看板）の掲出ができるのがメリットである	36	15.9
4	アダプト制度の方が、施設や場に対する団体・事業者の思い入れが強くなって望ましい	63	27.9
5	これまでのボランティア制度の方が分かりやすく好ましい	47	20.8
6	その他	17	7.5
	全体	226	100.0

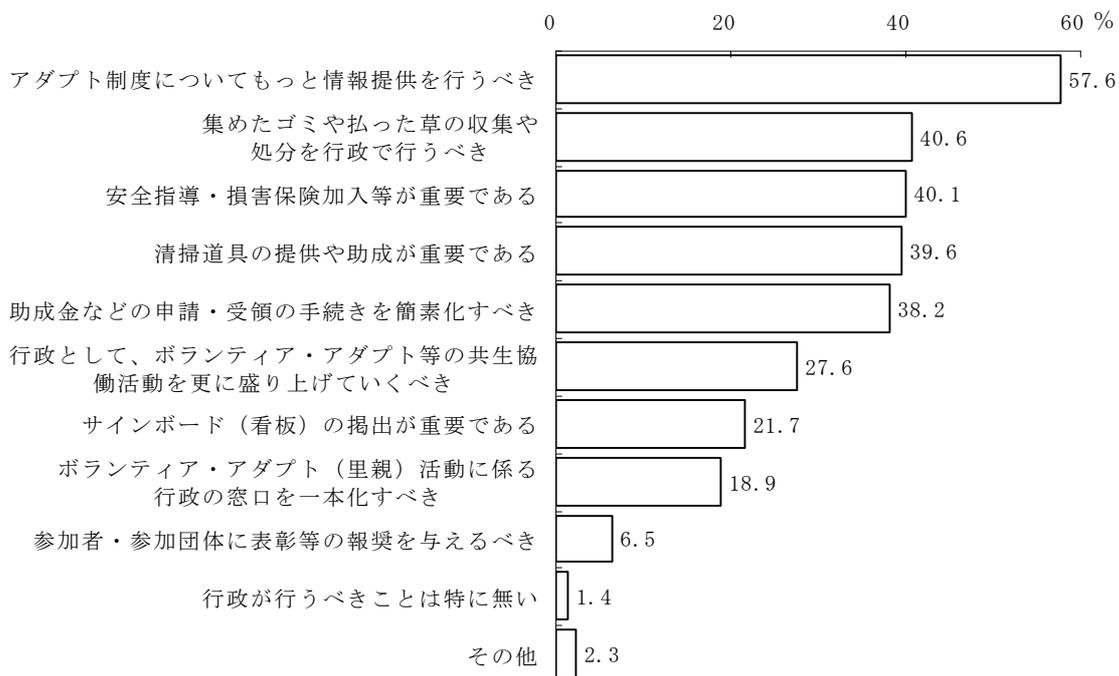
(6)アダプト（里親）制度制定時のポイント

5-6. 霧島市のアダプト（里親）制度を制定する際に重要だと思うことは何ですか？

アダプト（里親）制度を制定する際に重要だと思うことは、「アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき」（57.6%）が最も多く、次いで、「集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき」（40.6%）、「安全指導・損害保険加入等が重要である」（40.1%）、「清掃道具の提供や助成が重要である」（39.6%）などとなっている。

市民が重要だと思うことと比較すると、「助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき」が市民が21.6%に対し、団体・事業所は38.2%と16.6ポイント多くなっている。

図表5-26 アダプト（里親）制度制定時のポイント（MA）



No.	カテゴリ名	n	%
1	サインボード（看板）の掲出が重要である	47	21.7
2	清掃道具の提供や助成が重要である	86	39.6
3	安全指導・損害保険加入等が重要である	87	40.1
4	アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき	125	57.6
5	集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき	88	40.6
6	助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき	83	38.2
7	ボランティア・アダプト（里親）活動に係る行政の窓口を一本化すべき	41	18.9
8	参加者・参加団体に表彰等の報奨を与えるべき	14	6.5
9	行政として、ボランティア・アダプト等の共生協働活動を更に盛り上げていくべき	60	27.6
10	行政が行うべきことは特に無い	3	1.4
11	その他	5	2.3
	全体	217	100.0

7. 自由意見

(1) アダプト制度について (総論)

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
国分地区	事業所 (建設業)	10~50 人未満	アダプト制度は取り組んでみないとわからない面もあります。美化活動に於いて、いずれの場所も根気が必要で、継続が大事だと思います。特に河川敷の藪払いには多大な労力を必要としますし、かなりの人界戦力をもってやらなくてはなりません。河川敷の藪は防犯上見通しよくしておくべきですし、また公園として市民の癒しの場にもなり得るスペースです。市民と共に手を取り合い、住人で心地よい、来て気持ちのよい街をつくっていきましょう。
	団体 (地区自治公民館)	100~500 人未満	期待しています。
	団体 (地区自治公民館)	100~500 人未満	私たちの集落は山間部にあります。また、自治組織でもあり、集落の空間そのものが生活の一環となっています。それ故に美化清掃が帰属意識を与えてくれています。サインボードがあれば、さらに発展するかもしれません。
	団体 (自治会)	10~50 人未満	○自治会内にある公園管理 (清掃、草取り、花等の管理) に対し、これまで公的支援が全くなく、花等の肥料代等は班及び自治会からの捻出であったため、住民から不満が出ていたが、里親制度が適用されて有難く思う。○公園の樹木 (クロガネモチ) は時期になると落ち葉で周辺の住民から苦情が出る。自治会で処理をせねばならず枝の伐採その他で困っている。高齢化が進み作業できる人もなくなる。市の公園管理係には文書にて木の伐採・間引き等お願いしているが、なしのついで。○私有地等で勝手に草刈ができない所がある。そうした場所の管理者に市から草刈等の勧告はできないものか。また、そのような私有地の管理で除草剤を散布している形跡あり。苦情が出てくるかもしれないのでどのように対処してよいのか。回答を待ちます。
	団体 (その他団体)	10~50 人未満	勝跡会設立7年目、ボランティア活動3年目です。鹿児島神社の草刈を3ヶ月毎に行っております。会員17名、月500円の会費でビーパーの油代、昼食代、ボランティア保険代と出しており、資金難です。毎月行いたいので是非アダプト制度を利用したいです。
溝辺地区	団体 (地区自治公民館)	100~500 人未満	毎年定期的に河川から林道にかけて除草、清掃等を実施していますが、アダプト制度によりどのように諸施設、農道、河川等保護していただけるのか。我々は将来に向けて諸施設、河川、山林等継続して行く義務があると思います。
	団体 (学校関係)	100~500 人未満	花いっぱい運動以外で本校として取り組むことが決定した場合は積極的に展開していきたい。ただし継続性も重視して欲しい。
横川地区	団体 (学校関係)	100~500 人未満	校区には「大隅横川駅保存活用実行委員会」があり、活発な活動を行っている。同様に、天降川もアダプト制度を導入してもっと活用や美化活動を行っていったらよいと思う。
隼人地区	事業所 (製造業)	10~50 人未満	勉強不足で申し訳ないのですが、このような制度があったことは知りませんでした。今後、社会貢献の一つとして弊社でもアダプト制度を導入することを検討したいと思います。資料等ございましたら、宜しくお願い致します。
	事業所 (サービス業)	10~50 人未満	初めて聞いた制度ですが、これが霧島市全土に広がればすごい事だと思います。現実には日々の業務に追われて、自身の身体の休養もままならないのが実状ですが、出来るだけの協力を致したいと思います。
	団体 (その他団体)	10~50 人未満	アダプト制度の設立により、多くのボランティアの方々が増え、町内がきれいになり、不当投棄がなくなれば良いと思う。

(2) アダプト制度について (参加しやすい制度)

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
溝辺地区	団体 (地区自治公民館)	100~500 人未満	美化作業等は出席は良いのだが、若い世代の世帯では隠居の親が参加している。これからの地域を担う若い世代を参加させる良い方法はないだろうか。

(3) アダプト制度について (問題点)

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
国分地区	事業所 (サービス業)	10~50 人未満	サインボードがなぜ必要なのかわからない。税金を使ってまで助成する必要はないと思う。表彰されるためにボランティアはしたくないです。
	団体 (その他団体)	50~100 人未満	まず高齢化にどう向き合うか。(ほとんど持病がある実態) 次に定年→隠居→かかり合わない→好きなことをして余生を送る、と、ここにも公共性の欠如が大きく、改善できない。そしてこんな人たちは、老人クラブも奉仕があると束縛されたくないで参加、入会しない実態がある。従って、アダプトは過渡期としてはよいが、コミュニティのあり方では歓迎できない要素もある。
	団体 (その他団体)	10~50 人未満	老人会等肉体的条件があるので、現状で手一杯の感があります。
溝辺地区	団体 (地区自治公民館)	100~500 人未満	私達地域住民はこれまで地域内の道路・河川・墓地等の維持管理に努めてきています。新たな制度を考えられるのは良いですが、これまで取り組んできた経緯を踏まえて考えられたものか?また、これまでのボランティア活動を充実したものにした方が良いのではと考えます。また、企業等と取り組んでされる場合、地域との関連も考慮して頂きたい。
横川地区	事業所 (サービス業)	10 人未満	興味はありますが、結構負担が大きいのが正直な気持ちです。できるだけ事はボランティアの純粋な気持ちで行っています。県内にはいろいろな活動(アンケート用紙5ページ)があり、はっきり言ってわかりにくいです。
隼人地区	事業所 (サービス業)	10 人未満	本来ならば、市町村等が行うべき事業と思うが、予算等の余裕がないため、ボランティアという美辞によって民間へ押し付けている様にも思われるのですが、本当に自主的に行いたいのであればよいのですが。
	団体 (地区自治公民館)	1000 人以上	制度に依る環境であれば行政主導がある。あくまでもボランティア(住民の自由意志)活動であることを、行政が縛りをかけてくるので、躊躇する向きもある。(写真の用途 etc)一つの方法として、住民に意識をさせる方法?多くの住民市民が意識を持てるような説明と手段が必要。(間違えると皆がそっぽを向くかも)
-	事業所 (建設業)	50~100 人未満	本来行政が行うべき業務を民間任せにしている制度に感じる。当社は建設業であるが、たとえば、冬期の除雪で、市の職員が除雪作業をしている所を見たことがない。台風や大雨でも担当職員以外の一般職員は無関心ではないかと思う。助成金による制度のもとで活動するより、ボランティア活動の法が取り組みやすいし、やりがいを感じる。

(4) アダプト制度について (情報発信)

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
国分地区	団体 (地区自治公民館)	1000 人以上	①市道・県道・国道と分かれ、どこの管理下で管理するかがむづかしいと思うが、植え込み、路肩の雑草取りを種子の出来ない早い時期に取り、労力、経費等の軽減をはかるべし。②市道・県道に隣接する所に居住・商売する人にせめて自分の前の道路くらい雑草等の除去をするように呼びかけ、アピールをしてほしい。③看板等を立て、抑止効果に努めるべき。
	団体 (地区自治公民館)	-	アダプト制度の市民への説明会を開いてはどうか。
	団体 (その他団体)	10 人未満	アダプト制度について無知でしたので、もう少し詳しく知りたいと思います。
	団体 (その他団体)	10~50 人未満	「アダプト(里親)制度」というネーミングが悪い。上から目線ではなく、例えば「手を取り合う」など。
	団体 (学校関係)	10 人未満	このアンケートでアダプト制度の事を初めて知ったので、今後情報を提供してもらいたい。
隼人地区	団体 (地区自治公民館)	10~50 人未満	アダプト制度は欧米諸国から因むことから学んだのか皆目見当がつかないが、昨今少子高齢化が日増しに進んでいる中、行政が行ってきた事柄をそれぞれ民間に協力依頼して、全体的に認識させるのも妥当な考え方のひとつである。但し、作業には慣れない人もかなりいるかと推察する。かりそめにも事故怪我が発生した場合は責任は誰にあるのか些か疑問に思う。過去の実例等を踏まえて明確な説明を行うべきであると思う。環境保全を官民一体で行いたい考え方には一通り納得できるが、住民が応えてくれるか甚だ不透明である。

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
隼人地区	団体（地区自治公民館）	1000人以上	地域を清潔にすることは大変良いことである。①隼人地域の市道県道も以前より大変きれいになりました。但し、街路樹が統一されればもっと町がシンプルになる。統一すべきでは。②私共の校区はボランティア精神が豊富で、地域住民も協力的である。③街・市・県全体をより美しくする為、広報誌に取材しシリーズで取り上げればもっとPRになるし、美意識への啓蒙にもなるのでは。是非検討してほしい。特に若い世代へのPRの為。（例）ガーデニングの美しい家、花いっぱいの家等々。テーマは色々あると思う。ひとりの人、1家庭が地域を清潔にしようという意識が出ると、隣の家、またその隣と、この小さな輪が大きな輪に広がるでしょう。④小田東地域には子どもも遊ぶ公園がない。公園に花木をいっぱい植樹して県内一、日本一の公園にしたいのです。子どもから老人までふれ合える公園が欲しい。是非前向きにご検討を。
	団体（その他団体）	10～50人未満	自分達が住む地域なので自分達地域住民が自分達の為に美化清掃に取り組むのは当然である。しかし、若い世代の人は自分の家の草取りもしない人が多い。霧島市広報誌を活用し、若い世代の家庭を取り上げアピールし、若い人が清掃に関心を持つような啓蒙運動をしてみても良いPRになるのでは？県市にとって1つの家庭が「きれいになること」はその周りの人々も感化され、県市全体がきれいな街になるのでは？（例）ガーデニングのある家。花に囲まれた家など。テーマは色々と考えられるのでは。花を愛する人は悪い人はいないし、子育ても花育でも同じ愛では？
福山地区	団体（地区自治公民館）	500～1000人未満	里親制度とは、子供の里親制度と間違いやすいので、もう少し制度名を変えたらどうか。
	団体（学校関係）	10～50人未満	環境整備のあり方として各自が自分の地域に関心を持って取り組むことはとても意義ある考えだと思うが、当事者がいかに意識を高めるかが課題であるのではないのだろうか。助成金などのメリットをアピールし制度をもっと広報する必要があると思う。

(5) 行政への要望（まちづくり）

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
牧園地区	事業所（サービス業）	10～50人未満	旧役場（支所）の付近は年数回草刈りが行われるのを見ますが、牧園町麓地区は近隣の方が刈り取る所があります。公道沿いの雑草の刈り取り（放置）は県外の人から見ても、美観上見苦しい。管轄外といえませんが。
	団体（学校関係）	50～100人未満	難しいかもしれませんが、「市民一斉清掃の日」等を年に数回設定して、市民全員で自宅周辺の道路等の清掃に取り組めないものでしょうか。
霧島地区	事業所（卸売・小売業）	10人未満	自分自身で家まわりや店まわりの掃除やゴミ拾いは個々でやるのがいいのだが、自分の土地内しか掃除をしない。歩道とか緑地帯、車道はしないからいけない。

(6) 行政への要望（行政のリーダーシップ）

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
横川地区	団体（地区自治公民館）	10～50 人未満	年1回の河川作業に大変苦労している。川底が山のように盛り上がり、地域住民が高齢化していることもあり、丘のようになったところの草刈りが大変です。雨季に入ると、水量が増加し水害の恐れが十分にあり、土建業者等と情報交換して定期的な河川管理を強く要望したいです。横川町上新町の河川に配慮願いたい。2年ほど前にある県議と栗野土木事務所が視察に来まして、お願いしたが進展していません。
	団体（自治会）	50～100 人未満	市道路一部の草払いを市の方で実施されている。前からすれば大分軽くなっている。今後高齢化が進むと作業が困難になる。市の方での実施距離を伸ばして欲しいと要望。
隼人地区	団体（その他団体）	10～50 人未満	霧島市には手付かずの自然がたくさんある。昨年自然公園ふれあい全国大会を奥天降で実施しました。実施に当たっては甌穴群（霧島市指定天然記念物）、カワゴケソウ（絶滅危惧種）など、数々の見所があり、参加者に感動を与えました。22年度は20数回のエコツアーを実施して参加者に霧島の自然にふれていただき好評でした。エコツアーを実施する前日、前々日からゴミ拾いを行い、努力しています。拾っても拾っても上流からゴミが流れてきます。美しい自然を守るためにはこれも努力するつもりですが、清掃工場まで運ぶには遠く、運搬のための車輛も必要です。集めたゴミを行政で収集していただけたらよりきれいになると思います。河川の深い所や対岸の木々に引っかかっているビニール等は装備がなくては取り除くことはできません。霧島市が観光で行かれるのであれば、里親制度を活用して、より具体的に指示・指導していただきたい。

(7) 行政への要望（マナーアップについて）

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
隼人地区	事業所（その他業種）	10 人未満	なぜ、ごみを道路に投げ捨てるのか？気持ちがまったく分かりません。犬の糞もそのままにしてあるのです。どうしたら取り締まることができるのか。難しいことです。子供の時から教育・しつけでしょうか。何か良い案はないのでしょうか。
	団体（その他団体）	10～50 人未満	たばこのポイ捨てが多いことや弁当の食べ残しを平気で捨てる、缶ジュースや缶ビールを捨てていく。まず捨てさせない工夫を広報するべき。捨てる側のマナーを何とか阻止していくように行政は指導をしていかなければなりません。本来なら助成金を出すから・・・ということは賛成できない。家庭（親）の中で皆で話し合うようにしなければならない。

(8) 現在の仕組み・取組について

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
国分地区	事業所（卸売・小売業）	-	月に数回ボランティアを行っています。
	団体（地区自治公民館）	10～50 人未満	野口地区自治公民館としては、地域で出来る事（自助）を地域の住民の方々に理解をいただいています。地域は地域で守るを原則として頑張っています。
	団体（地区自治公民館）	100～500 人未満	現在地域によってボランティア活動に大差がある。準農村地域では昔からの用排水路の清掃作業があり、農家の戸数が減少し、用水路の管理が大変である。非農家の応援が必要。排水路の清掃作業は全戸参加（年2回）であり、参加者が多い。「ボランティア霧島の日」（年3回）は全世帯参加。萩戸神社、天神山公園の清掃等毎月実施。また、ボランティア団体、萩戸会（20人程）では市道の草刈等を行っており、これ以上無理だ。若い人が草刈機を持たず、使った事のない人が多い。高齢者は負担が多い。
	団体（地区自治公民館）	その他	ボランティア活動を小学校低学年から教育の一環とすべき。
	団体（地区自治公民館）	500～1000 人未満	本来のボランティアの意味（意義）も再確認すべき。
	団体（地区自治公民館）	-	地域内の環境美化の取り組みは大事と思いますが、機具等を使用するので誰でもすぐとはなかなかいかない。（機具は個人の持ち物のため）

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
国分地区	団体（地区自治公民館）	100～500 人未満	ふれあいボランティアの日に、小中高の参加者が少ない。部活動等学校行事をなくする事はできないものか。依然としてゴミのポイ捨てが多い。ビール缶が目立つ。
	団体（その他団体）	10～50 人未満	野口地区としては、地域は地域で出来る事から実施し、特に天降川野口橋上流下流周辺の環境美化に努めたい。
溝辺地区	事業所（建設業）	10 人未満	竹山ダムの見回りは一人で月 2、3 回している。空き缶が多い。
	団体（地区自治公民館）	100～500 人未満	地域によっては環境整備が進んでいるため、ボランティア活動で美化作業は十分まかなえる所もある。アダプトが必要な地域は積極的に進めていくべきと思う。
溝辺地区	団体（その他団体）	10～50 人未満	過疎・高齢化が進行する地域の活性化を図るためにはボランティアの力を借りて美化清掃を実施すると共に、他地域の方々の協力を得て伝統行事等を復活したり、新しいイベントを組立てながら、住民に生き甲斐を感じてもらえるような条件整備を急がなくてはなりません。水の会の実践活動も大きな狙いはそこにあります。お蔭様で地区住民の理解も得られ、集落出身者達からも感動・感謝の表明を受けています。郷土復興のために、真心を尽くしてゆきたいと語り合っています。
横川地区	団体（自治会）	10～50 人未満	小原自治会では何年も前から毎年河川清掃作業、町道・林道・地区内の美化活動は自発的に自治会の年間行事として取り組んでいます。また、老人会では敬老の日に空き缶拾いや、ロードミラーの清掃、花の植え替えなど手伝ってもらっています。
牧園地区	事業所（建設業）	50～100 人未満	現在、県の「ふるさとの道サポート推進事業」等に参加しているが、こちらは好きな時にボランティアができるので満足しています。企業の場合、時間がなかなか取れないので、自社のスケジュールで取り組めるボランティアを望みます。
	事業所（卸売・小売業）	10～50 人未満	ボランティア活動に参加できたらと思いますが、時間的な点でなかなか難しいと思います。時間的に可能な限り参加したいです。地域の皆様へお世話になっているので、少しでもお返しできたら幸せです。
霧島地区	事業所（その他業種）	10 人未満	なぜボランティアではいけないのか分からない。違いが分からない。
	団体（その他団体）	50～100 人未満	ボランティアについては、ボランティア点数制度、ボランティア手帳等、ある時期聞いた事はあるが、里親制度については聞いた事はなかった。そしてボランティア活動についても誰に報告し、どういう処置をすれば良いのか徹底されていない。（例）草刈をしたら誰に報告し、誰に証明を貰うのか分からない。ボランティア手帳はボランティアをしている人全員に配布すべきと感じます。報告等についても、いつ、どこで、誰と、何を、どのくらい（時間）と、聞いたですやり方は良くない。もう少しボランティアする側の言動を信用して欲しい。
隼人地区	事業所（建設業）	10～50 人未満	将来に向けて健全な遊び場を提供し継承していきたい。地域内の墓地の清掃や高齢者の手の届かない場所等、今後積極的に取り組んでいきたい。安心、安全な地域づくりに向け全社員で美化活動を継続します。地域が一体となって対応する必要性も大切なことだと考える。
	事業所（卸売・小売業）	50～100 人未満	自分達の職場近隣は、当然自分達の手で美化清掃しなければならないという意識はもっています。まず、簡単に今出来るところから行いたいと思っています。
	団体（地区自治公民館）	10～50 人未満	自治会員が高齢化して出会が望めない。都市化の傾向で用具を持っていないし、使った事のない若者が多い。事故者が出た場合を恐れて賛同してくれない。
	団体（学校関係）	10～50 人未満	私の学校の場合は、ボランティア活動というよりも、隼人駅の皆さんへの感謝の意味を込めて清掃を行っています。生徒を代表して学生会が清掃をするという形をとっています。
	団体（学校関係）	100～500 人未満	PTA 活動としては、校内の整備作業が中心で、市内の各所、各施設へのボランティア作業は実施していない。本調査の対象としては取り組み不足の団体であると感じた。PTA 活動も年間行事が多く、新たに美化清掃作業を組み込むのは難しい。
福山地区	事業所（建設業）	10 人未満	最近では、ボランティア活動の誘導的または強制的指導が多すぎる。建設業者においては、ボランティア活動を行ったら点数が加算されるとか、非常におかしな制度である。
	団体（地区自治公民館）	100～500 人未満	農道・市道の草払いの助成金は一律でないと思うが、自治会等の申請によれば多額の助成金を受け取っているケースがあるように聞いたが本当か。

(9) その他

所在地区	団体・業種区分	会員・従業員規模	自由意見
国分地区	事業所（卸売・小売業）	50～100 人未満	する時はする、しない時はしない、徹底していくことが大事である。
横川地区	団体（自治会）	10～50 人未満	私たちの地区は、進出企業が多くあり、その企業のイメージUPの為に、道路、のり面、周辺の清掃・美化（花壇）等の設置を呼びかけて、丸岡公園から工業団地までを花でかざりたい。
牧園地区	事業所（その他業種）	50～100 人未満	ボランティア活動及びアダプト（里親）制度以外においても、できますことがございましたら、是非協力をさせていただきたいと考えております。よろしくお願い致します。
霧島地区	団体（自治会）	50～100 人未満	旧各町を問わず、空き家がものすごく目立つ。その家、敷地の管理を市が取り組む時期に来ている。先進的に取り組んでいる自治体を参考に早急に取り組んで欲しい。

第6章 団体・事業所ヒアリング調査結果

第6章 団体・事業所ヒアリング調査結果

1. 調査の実施概要

(1) 目的

アンケート調査結果を踏まえ、現在ボランティア・アダプト活動に取り組んでいる団体・事業所と、本市の代表的な事業所を対象にヒアリング調査を行い、現在の取組内容と課題、アダプト制度の活用意向等を把握し、望ましいアダプト制度のあり方を検討する際の基礎資料とする。

(2) 対象先

ヒアリング調査の対象先は、以下の14先とした。

図表6-1 団体・事業所ヒアリング対象先

No	団体・事業所名	所在地区	備考
1	株式会社 新町組	国分地区	アダプト制度活用中の事業所
2	九州電力株式会社 霧島営業所	国分地区	事業所
3	株式会社トヨタ車体研究所	国分地区	
4	イオン九州株式会社イオン隼人国分店	隼人地区	
5	福山黒酢株式会社	福山地区	
6	有限会社福山サニタリー	福山地区	
7	勝跡会（かつとかい）	国分地区	ボランティア団体
8	みずほ会	霧島地区	
9	曾我地区自治公民館	溝辺地区	地区自治公民館
10	植村・今村地区自治公民館	横川地区	
11	富隈地区自治公民館	隼人地区	
12	霧島商工会議所	国分地区	商工会議所
13	霧島国際ホテル	牧園地区	観光関係
14	霧島の結い お龍会	牧園地区	

※なお、上記以外に民間事業所3社に対してもヒアリング調査を行ったが、その調査結果について、ヒアリング先の希望により本報告書には掲載していない。

(3) 調査項目

ヒアリング調査項目は以下の通りとした。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について ②アダプト制度について ③行政への要望 ④その他 |
|--|

2. 調査結果

(1) 株式会社 新町組（株式会社新町組同志会）／国分地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表 6-2 新町組のアンケート回答内容（1）

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	市道の清掃・美化、公園の清掃・美化、公共施設の清掃・花壇の手入れ
3-3. 一回あたりの平均参加人数	5～10人未満
3-4. 活動頻度	月に一回程度
3-5. 補助金・助成金等の有無	支給されていない
4-2. 困っていること	怪我等のリスクの問題がある、集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である

- ・鹿児島県のアダプト制度「ふるさとの道サポート推進事業」を活用し、県道日当山敷根線を年3回（春・夏・秋）清掃している。
- ・商工会議所の「こぎれい大作戦」（毎月第2金曜日）や建設業組合の活動（毎年8月・12月）、集落の活動、県からの依頼（年1回／道の日）、市からの依頼（年1回／海の日）などを含めると、年20回以上清掃活動を行っている。その他、工事期間中は工事現場周辺の道路等の清掃活動も行う。
- ・地域から依頼され、倒れそうな看板の補修や地区運動場の整備なども行っている。
- ・集めたゴミや払った草の処分は自分たちで行っており、保険についても、会社で入っている保険で賄っているが、そこまで負担には感じていない。

②アダプト制度について

図表 6-3 新町組のアンケート回答内容（2）

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	聞いたことはあるが、あまり知らない
5-3. アダプト制度の活用意向	活用を検討したい
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	あまり違いを感じない
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	清掃道具の提供や助成が重要である、安全指導・損害保険加入等が重要である、集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき、助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき

- ・清掃活動は地域への恩返しの気持ちで行っている。本市でアダプト制度が制定されたら、ぜひ活用したい。
- ・勝手には作業できないので、清掃活動してほしい箇所について、地域から依頼してほしい。
- ・アダプト（里親）制度という言葉は分かりづらいので、変えたほうがよい。

③行政への要望

- ・清掃活動をして欲しい地域と事業者との橋渡しをしてほしい。
- ・行政が入ると、決まりごとが多くなってしまう。柔軟な形の制度を制定して欲しい。

④その他

- ・取締役副社長の新町国子氏は、役員をしている地域の会合などで、倒れそうな看板の補修などを依頼される。

図表 6-4 会社前の道路に設置されている看板



(2)九州電力株式会社 霧島営業所／国分地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表6-5 九州電力 霧島営業所のアンケート回答内容(1)

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	市道の清掃・美化、その他(犬飼滝清掃)
3-3. 一回あたりの平均参加人数	50~100人未満
3-4. 活動頻度	-
3-5. 補助金・助成金等の有無	支給されていない
4-2. 困っていること	高所作業時に怪我等のリスクの問題がある

- ・会社周辺のゴミ拾い(毎月2回/朝20分程度)のほか、龍馬ハネムーンウォーク実行委員会から依頼を受け、ハネムーンウォークコースである犬飼滝周辺の清掃(年1回)を行っている。
- ・会社周辺のゴミ拾いは従業員全員(約90人)に呼びかけ、毎回50人以上が参加している。

②アダプト制度について

図表6-6 九州電力 霧島営業所のアンケート回答内容(2)

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	聞いたことはあるが、あまり知らない
5-3. アダプト制度の活用意向	その他(本社と検討が必要)
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	あまり違いを感じない
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき

- ・地域に密着する、繋がる企業として、こういった取り組みには協力していきたい。CSR活動としても取り組みたい。しかし、実際に対応できるかどうかは上位機関と協議の上で判断することになる。

③行政への要望

- ・地域がどこにどういった清掃活動を求めているのか分からないので、旗振り役を行政にしてほしい。参加の依頼があれば協力できる。

④その他

- ・独居高齢者宅の配線診断を行っている。

(3) 株式会社トヨタ車体研究所／国分地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

- ・森林の保全活動として平成19年12月に、本市と「企業との協働の森づくり事業」について協定調印しており、牧園町の市有林における間伐事業に寄与している。また、森林の持つ公益性や二酸化炭素吸収における重要性を市民と一緒に考えるイベントを、年に1回開催している。
- ・イベントには、毎年70～80人の参加があるが、主に社員とその家族向けだったので、今後は、地域の方々に多く参加してもらえるようにする予定だ。
- ・「企業との協働の森づくり事業」は5年間の契約更新であるが、今後も継続して契約していく。

②アダプト制度について

- ・現在取り組んでいる活動は森林保全活動のみなので、今後、従業員全員で取り組めるようなボランティア活動を検討しているところだ。まずは身近に取り組める、美化清掃活動や交通安全啓蒙活動などを検討しており、アダプト制度にも大変興味がある。

③行政への要望

- ・ボランティア活動やアダプト制度に関する情報を積極的に出してほしい。

④その他

- ・他事業所や団体における、ボランティア活動体制（就業規則の取扱い（ボランティア休暇など）、活動用品の支給管理、傷害保険など）に関する情報が欲しい。

(4) イオン九州株式会社 イオン隼人国分店／隼人地区**①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について**

- ・鹿児島県が主催している「錦江湾クリーンアップ作戦」と地域の清掃活動（年2～3回）に参加しており、イオン独自の活動としては、毎月11日の「クリーン・デー」に店舗周辺の道路の清掃活動を行っている。
- ・「錦江湾クリーンアップ作戦」では、後方グループの従業員を中心に、17年間毎年15～20人程度が参加している。
- ・地域の清掃活動には、店長や、後方グループを中心とした5人程度が毎回自主的に参加しており、朝の7時～9時の2時間程度、清掃活動を行っている。
- ・「クリーン・デー」に行う清掃活動は、9時～9時40分まで、店舗周辺から少し離れたところまで範囲を広げて清掃しており、専門店の従業員も含めて60～70人参加している。ゴミの処分は自分たちで負担している。

②アダプト制度について

- ・アダプト制度に関する案内があれば活用を検討したいが、店の開店時間前で、かつ店には出ない後方グループの従業員が行うことになるので、範囲を広げたり、参加人数を増やしたりするのは難しいかと思う。

③行政への要望

- ・アダプト制度自体を知らなかった。もっと情報提供して欲しい。

④その他

- ・店頭でペットボトルキャップを回収し、リサイクル業者に買い取ってもらった対価を世界の恵まれない子供のワクチンを支給する国際支援団体に寄付をする取り組みを続けている。学校や企業からの問い合わせも多い。清掃活動ではないが、環境及び社会貢献活動として続けていく予定だ。

(5) 福山黒酢株式会社／福山地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表 6-7 福山黒酢のアンケート回答内容 (1)

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	その他
3-3. 一回あたりの平均参加人数	10~20 人未満
3-4. 活動頻度	週に一回程度
3-5. 補助金・助成金等の有無	支給されていない
4-2. 困っていること	-

- ・創業以来、会社周辺の市道の空き缶拾いや草払いを週に1回、月曜日の8時~8時半まで30分程度、従業員全員で行っている。
- ・ビーパーを使った除草作業では、ビーパーを使う人以外に2人配置して、危険がないように注意している。特に夏場はすぐに雑草が伸びるので、こまめに作業している。
- ・2ヶ月に1回地域の清掃作業があるが、参加者が高齢化しているので、なるべく負担が少なくなるよう、地域の清掃活動の前に除草作業をするようにしている。
- ・地域への恩返しのために行っているが、作業している時間の人件費や機械の油代、ゴミの処分費用などの負担がある。

②アダプト制度について

図表 6-8 福山黒酢のアンケート回答内容 (2)

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	聞いたことはあるが、あまり知らない
5-3. アダプト制度の活用意向	活用を検討したい
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	-
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき、参加者・参加団体に表彰等の報奨を与えるべき

- ・ビーパーや鎌を使った除草作業をするときは、地域の方に危険はないか、車に傷を付けてしまわないか常に気になっているので、アダプト制度でそういった保険・補償があるなら、ぜひ活用したい。

③行政への要望

- ・アダプト制度だけでなく、ボランティア活動に関する制度についてもっと情報提供してほしい。

図表 6-9 福山黒酢のレストランと除草作業を行うレストラン前の市道



(6) 有限会社福山サニタリー／福山地区

① 現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

- ・毎年、鹿児島県の「錦江湾クリーンアップ作戦」(年1回／7月)で、従業員10人のうち、5～6人が参加して、福山港周辺海岸の清掃作業を行っている。
- ・3年前までは、本市から要請があり、トラックを2台出していた(現在は、本市でトラックを用意できるとのことで、出していない)。この際の燃料費などは自分たちで負担していた。

③ 行政への要望

- ・本市の事業には、要請があれば協力する姿勢である。アダプト制度についても、もっと説明、情報提供して欲しい。

④ その他

- ・「錦江湾クリーンアップ作戦」では、流れてくるゴミの多さ以上に、空き缶やポイ捨てが多く、釣り客のマナーの悪さを非常に感じる。マナーアップの活動も必要ではないかと思う。
- ・会社がある福山町福沢地区は、自治会やシルバー会が頻繁に清掃活動を行っており、地域の環境は非常に良いと思う。

図表6-10 平成23年7月の「錦江湾クリーンアップ作戦」の様子(鹿児島県Webサイト)



(7)勝跡会（かっとかい）／国分地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表 6-11 勝跡会のアンケート回答内容（1）

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	墓地・神社等の清掃
3-3. 一回あたりの平均参加人数	10～30 人未満
3-4. 活動頻度	その他（予算の関係で3ヶ月毎に1回）
3-5. 補助金・助成金等の有無	支給されていない
4-2. 困っていること	補助金等に関わる手続きが煩雑である

- ・平成 16 年 2 月から始まった異業種交流会であるが、地域に貢献したいと思い、平成 19 年から 3 ヶ月に 1 回清掃活動を行っている。初めは、河川敷を清掃しようと考えていたが、既に地域の方々が取り組んでいたため、鹿児島神宮に許可を取り、神宮内を清掃作業することにした。
- ・ビーパーや重機は、会長の会社（安田建設工業株式会社）のものを使っており、怪我の心配もあるので、ボランティア保険に加入している。
- ・以前は、刈った草の処分も会長が負担していたが、現在は鹿児島神宮内で処分できるので、処分はしてもらっている。
- ・鹿児島神宮側から毎回、清掃場所や内容について要請があるので、時間帯や人数はその時々による。人数が足りない場合は、会長の会社の従業員や友人に呼びかけて集まってもらっている。

②アダプト制度について

図表 6-12 勝跡会のアンケート回答内容（2）

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	聞いたことはあるが、あまり知らない
5-3. アダプト制度の活用意向	活用したい
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	あまり違いを感じない
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	清掃道具の提供や助成が重要である

- ・毎月清掃作業を行いたいですが、月 500 円の会費では清掃用具や油代等が足りずに、3 ヶ月に 1 回行っているため、ぜひアダプト制度を活用したい。

③行政への要望

- ・あくまでボランティア活動であり、看板を立てたり、場所を指定されたりするような制度であれば参加しにくい。柔軟な形の制度を作ってほしい。

④その他

- ・清掃活動に参加できない人からは罰金をもらうようにして、なるべくみんなが参加する意識を持つようにしている。

(8) 霧島みずほ会／霧島地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

- ・霧島みずほ会は旧霧島町時代の観光協会メンバーで昨年から組織した。行政が国道223号・県道60号沿いに、もみじを植栽したのだが、その管理をするところがなかったために組織したのがきっかけである。
- ・毎年2月23日に観光協会メンバーに呼びかけ清掃活動を行っている。また、理事6人を中心に、随時、枯れたもみじの植え替え作業などを行い、霧島地区で欲しい人にもみじの木を提供している。
- ・重機が必要なときは、事務局長が知り合いから借りてきている。
- ・本市の「緑の基金」や霧島神宮、観光協会や旅館協会から寄付を受け、年間35万円程度の予算があり、そのうち半分は苗木代として使っている。
- ・平成23年2月の南日本新聞に記事が掲載され、垂水の一般の方から木を提供したいという電話があるなど、反響があった。
- ・霧島みずほ会の活動を地域の方に知っていただくために、活動の様子を写真付きのチラシで町内の人に配布した。

②アダプト制度について

- ・アダプト制度自体を全く知らなかった。

③行政への要望

- ・補助金をもらうと、写真付きの報告書の作成や手続きが非常に面倒だ。しかも、どこまで使っているのか、使い道がはっきりしないので使いづらい。
- ・ボランティア活動やアダプト制度を、使う人が分かりやすいようにまとめてほしい（詳細な資料をもらっても、時間がないので読むことができない）。
- ・本市の情報（制度や他地域の状況）が入ってこない。できれば、本市の職員も一緒に活動してもらい、活動の状況を分かってほしい。さらに、ボランティア活動に関する本市の制度なども積極的に教えて欲しい。
- ・ボランティア活動を行う自治会や団体・企業等と意見交換できるイベントを定期的で開催してほしい。

④その他

- ・ボランティア活動だと、自分たちの仕事との兼ね合いもあり、難しいこともある。活動を支える仕組みにしたほうがいい。

(9) 曾我地区自治公民館／溝辺地区

① 現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表 6-13 蘇我地区自治公民館のアンケート回答内容 (1)

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	河川の清掃・美化、市道の清掃・美化、農道の清掃・美化、墓地・神社等の清掃
3-3. 一回あたりの平均参加人数	100人以上
3-4. 活動頻度	その他(河川2回、道路4回)
3-5. 補助金・助成金等の有無	支給されていない
4-2. 困っていること	参加者が高齢化している、怪我等のリスクの問題がある

- ・ 曾我地区自治公民館としては毎年8月・12月に道路を、網掛川を守る会として毎年2月・9月に網掛川を清掃活動しており、それぞれ100人以上の参加がある。その他、自治会の活動として、毎年2回道路の清掃を行い、40人弱の参加がある。
- ・ 以前、中州・寄州の作業時に怪我をしたことがあったので、それ以来、中州・寄州の清掃はしなくなった。
- ・ 清掃用具は各自持ち寄り、油代等は自分たちで負担している。

② アダプト制度について

図表 6-14 蘇我地区自治公民館のアンケート回答内容 (1)

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	全く知らない
5-3. アダプト制度の活用意向	活用を検討したい
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	-
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき

- ・ 地区自治公民館・自治会、地元の企業やボランティア団体など、地域の清掃活動する団体が、場所や活動内容を話し合い、うまく協働していけるように、協議する場を設けるべきだ。

③ 行政への要望

- ・ 危険な箇所については、地域ではできない。中州・寄州の清掃については、本市から鹿児島県へ強く要望をあげてほしい。

(10) 植村・今村地区自治公民館／横川地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表6-15 植村・今村地区自治公民館のアンケート回答内容(1)

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	市道の清掃・美化、公共施設の清掃・花壇の手入れ、花いっぱい運動
3-3. 一回あたりの平均参加人数	100人以上
3-4. 活動頻度	年に数回
3-5. 補助金・助成金等の有無	支給されている
4-2. 困っていること	集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である、補助金等に関わる手続きが煩雑である

- ・ JR 植村駅とその線路沿いを中心に、3年前から年に3回、桜の植栽や草刈りを行っており、50～60人の参加がある。
- ・ 12月11日にあった活動では、こども会と共同で清掃作業をし、刈った草は鬼火たきの材料にした。普段は山に捨てたり、自分たちで処分したりしている。
- ・ 重機やビバーなどは、各自が持ち寄り、油代などは地区自治公民館の補助金から出している。
- ・ 参加者の高齢化が進んでいるが、参加率は高い。

②アダプト制度について

図表6-16 植村・今村地区自治公民館のアンケート回答内容(2)

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	よく知っている
5-3. アダプト制度の活用意向	活用を検討したい
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	アダプト制度の方が、施設や場に対する団体・事業者の思い入れが強くなって望ましい
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	安全指導・損害保険加入等が重要である、アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき、助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき

- ・ 重機やビバーを使用するので、怪我が心配だ。事前に注意しているが、保険があるのは望ましい。
- ・ 街中であつたらゴミの回収はありがたいだろうが、田舎のほうでは自分たちで処分できるので、メリットだと感じない。清掃用具の助成については非常にありがたいと思う。

③行政への要望

- ・ 補助金がある場合は書類の提出が必要なのは仕方がないが、1度で済むようにしてほしい。

図表6-17 植村・今村地区自治公民館の清掃作業の様子(12月11日)



(11) 富隈地区自治公民館／隼人地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

図表 6-18 富隈地区自治公民館のアンケート回答内容（1）

アンケート項目	アンケート回答内容
3-2. 活動の内容	河川の清掃・美化、農道の清掃・美化、公園の清掃・美化、公共施設の清掃・花壇の手入れ、墓地・神社等の清掃、花いっぱい運動
3-3. 一回あたりの平均参加人数	100人以上
3-4. 活動頻度	年に数回
3-5. 補助金・助成金等の有無	その他
4-2. 困っていること	

- ・農業関係者や環境推進委員、長寿会、子供会に呼びかけ、共同で活動している。
- ・小・中学生の保護者の意識が低い。子供会に呼びかけても、参加するのは子供だけで、役員も父親はおらず母親ばかりだ。
- ・アダプト制度を含めた既存のボランティア制度は、参加人数の制約や、多くの提出書類を要求されるなど利用しづらい場合がある。合併前の旧隼人町のときの制度のほうが、現在のアダプト制度より、使い勝手が良かった。

②アダプト制度について

図表 6-19 富隈地区自治公民館のアンケート回答内容（2）

アンケート項目	アンケート回答内容
5-1. アダプト制度に対する認知	よく知っている
5-3. アダプト制度の活用意向	活用したい
5-5. アダプト制度と現在のボランティア活動の違い	アダプト制度の方が、施設や場に対する団体・事業者の思い入れが強くなって望ましい、これまでのボランティア制度の方が分かりやすく好ましい
5-6. 望ましいアダプト制度のあり方	安全指導・損害保険加入等が重要である、助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき、行政として、ボランティア・アダプト等の共生協働活動を更に盛り上げていくべき、その他（組織への縛りが無い状態が望ましい）

- ・アダプト制度は、住民にボランティア活動について意識させる1つの機会としては有効。
- ・ボランティア活動は強制ではない。参加したい、参加しようという人が使いやすい制度にすべき。

③行政への要望

- ・住民が、地域の環境や清掃活動に対して意識していない中で進めてもうまくいかないのではないか。アダプト制度を通じて住民が自発的に清掃活動する意識を醸成することが必要。

図表 6-20 富隈地区自治公民館会長が種を植えた道路脇のコスモス



会長が種を植えた道路脇のコスモス。地域の方が自発的に水やりや雑草抜きをしてくれる。

(12) 霧島商工会議所／国分地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

- ・「こぎれい大作戦」と称し、平成13年から毎月第2金曜日に、各会員事業所が始業前30分～1時間程度、各事業所周辺地区の清掃活動を行っている（会議所の建設建材部会が平成13年から始め、平成15年から全会員事業所で展開）。
- ・初めは建設建材業の事業者が個別に清掃活動を行っていたが、平成13年から建設建材部会全体で行うようになり、平成15年からは全会員事業所で展開。さらに広げるためにPRをしているところだ。
- ・ゴミ処理は商工会議所が一括して、本市に「ゴミ処理手数料減免申請」をし、無料で処理してもらっている。
- ・清掃範囲については各参加事業所が自分たちで決めている。
- ・通り会がもう少し参加してほしいが、各通り会ごとに独自に清掃活動はしている。

②アダプト制度について

- ・清掃が必要な箇所にアダプト制度を導入してもよいのではないか。

③行政への要望

- ・「こぎれい大作戦」に伴うゴミ処理手数料の減免申請を毎月行う必要がある。毎月第2金曜日と決まっているので、年1回の申請など、手続きの簡素化をお願いしたい。

④その他

- ・河川中腹の葦は、伸びてそのままだと中州が出来てしまうので切ったほうが良いが、河口付近では野鳥の住処になっているので切ってはいけないといったように、場所によって求められる活動が異なるため、必要な活動を検討する必要がある。

図表6-21 「こぎれい大作戦」の様子（霧島商工会議所 Web サイト）



(13) 霧島国際ホテル／牧園地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

- ・地熱発電と県道1号の清掃、及び観光協会の呼びかけで行われる清掃活動に取り組んでいる。
- ・昭和59年から取り組んでいる地熱発電に関しては、地熱発電設備をリニューアルした平成22年10月に鹿児島県と「かごしま環境パートナーズ協定」を締結しており、温泉蒸気の余剰分を活用した地熱発電設備で電力使用の4分の1を賄い、給湯や冷暖房にも温泉熱を活用し、ボイラーで沸かすことは一切していないので、かなりのCO2排出削減になっている。また、発電所の一般開放、森林保全事業への寄付等を行っている。
- ・県道1号の清掃活動については、ホテル周辺から丸尾の交差点まで、年に2回、10時～12時まで2時間程度、ゴミ拾い・植え込みの草刈りなどを行っており、その時に参加できる従業員、約30人で取り組んでいる。
- ・事業協同組合の呼びかけで行われる清掃活動は年1回、国道223号を清掃している。国際ホテルから代表で数名参加している。

②アダプト制度について

- ・年に2回の清掃活動では行き届かないと思うが、当たり前のことを行っているだけなので、制度を利用することは今のところ考えていない。

③行政への要望

- ・アダプト制度についても、景観保全・環境に関する事業には協力したいので、案内はしてほしい。

④その他

- ・地熱発電設備の維持費としては、4、5年に1回パイプに付着したスケールなどを取る必要があり、費用が発生する。

図表6-22 国際ホテルの地熱発電所と環境に対する取り組みを紹介するチラシ



地熱発電所の様子



発電所内にある蒸気タービン



ホテルのロビーに地熱発電による発電。電力がリアルタイムで表示されている



チラシ

(14) 霧島の結い お龍会／牧園地区

①現在取り組んでいる美化清掃に関する活動について

- ・平成23年3月に、霧島温泉郷の観光に携わる事業の女性10名で「霧島の結い お龍会」を組織し、会の活動として、国道223号沿いの「緑の回廊」にあるトイレを月1回（毎月15日）清掃活動している。14時半～15時半まで1時間程度行っており、清掃用具はお龍会の会費から購入している。
- ・霧島の主な観光地である霧島温泉郷のトイレが汚いと、本市全体の印象が悪くなる。観光客を気持ちよく迎え、帰ってもらうためと、子どもたちにトイレを使わせる機会の多い女性である自分たちができることとして、トイレの清掃活動を行っている。
- ・観光地の公衆トイレなので、月1回の清掃活動では足りないと感じているが、仕事との兼ね合いもあり、なかなか時間がとれない。

②アダプト制度について

- ・行政に頼らない活動はこれからもっと求められると思う。活用を検討したい。
- ・煩雑な手続きは、やる気をそいでしまう。電話1本で済むような手続きがよい。
- ・自分たちがやってきた活動を振り返るために、記録を残すのは大切だが、手続きのための書類作成は、自分たちのような仕事を持ちながら活動している団体では難しいと思う。

③行政への要望

- ・「緑の回廊」にあるトイレの清掃活動をする際に、どこの管轄か分からなかったのが、本市に電話をして確認した。分からないことはすぐに電話をして、すぐ担当課に回してもらえるので、今のところこれといった要望はない。

④その他

- ・地域の景観・環境については、地域に住む自分たちが気付くかどうか、意識の問題がある。観光に携わる者として、常に気をつけている。



図表6-23 お龍会が清掃活動を行う「緑の回廊」にあるトイレ

第7章 霧島市における アダプト対象施設等の範囲と活動の範囲

第7章 霧島市におけるアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲

1. 霧島市のアダプト活動の定義

(1) 霧島市民・団体のアダプト制度及びボランティア事業への関心

霧島市民・団体ともに、既存の鹿児島県及び霧島市のアダプト制度・ボランティア活動を「活用」ないしは「知っているが未活用」の比率が概ね2割を超えている。また、「知らないが関心あり」の比率は約5割に達しており、霧島市民のアダプト制度及びボランティア活動への関心は高い。

図表7-1 鹿児島県及び霧島市のアダプト制度・ボランティア事業への関心

	市民				団体			
	活用	知っているが未活用	知らないが関心あり	関心なし	活用	知っているが未活用	知らないが関心あり	関心なし
みんなの水辺サポート推進事業	5.9%	15.3%	53.0%	25.9%	11.6%	21.8%	54.6%	12.0%
ふるさとの道サポート推進事業	6.0%	14.3%	52.0%	27.8%	11.1%	24.0%	53.9%	11.1%
みんなの港サポート事業	3.1%	13.3%	49.5%	34.2%	3.1%	21.0%	47.7%	28.2%
霧島市環境美化活動事業委託	7.3%	17.6%	51.4%	23.7%	16.9%	26.5%	47.5%	9.1%
環境美化里親制度推進事業	5.8%	15.8%	54.0%	24.5%	9.3%	25.0%	55.6%	10.2%
ふれあいボランティア霧島の日	20.5%	18.0%	41.2%	20.2%	36.5%	14.9%	41.4%	7.2%
地区活性化事業補助金	13.8%	17.5%	47.4%	21.3%	29.6%	22.0%	38.6%	9.9%
霧島市河川景観保全アダプト制度	4.0%	15.2%	56.1%	24.7%	8.1%	22.7%	56.4%	12.8%

(2) 霧島市民・団体のアダプト制度とボランティア事業の違いに対する認識

霧島市民・団体ともに、アダプト制度と既存のボランティア活動に「あまり違いを感じない」としており、アダプト制度の方が「里親として、特定の施設或いは区間等に対する思い入れが強く望ましい」ことや「行政が清掃用具の貸与、損害・賠償保険加入を行ってくれるのがよい」こと等を評価している。

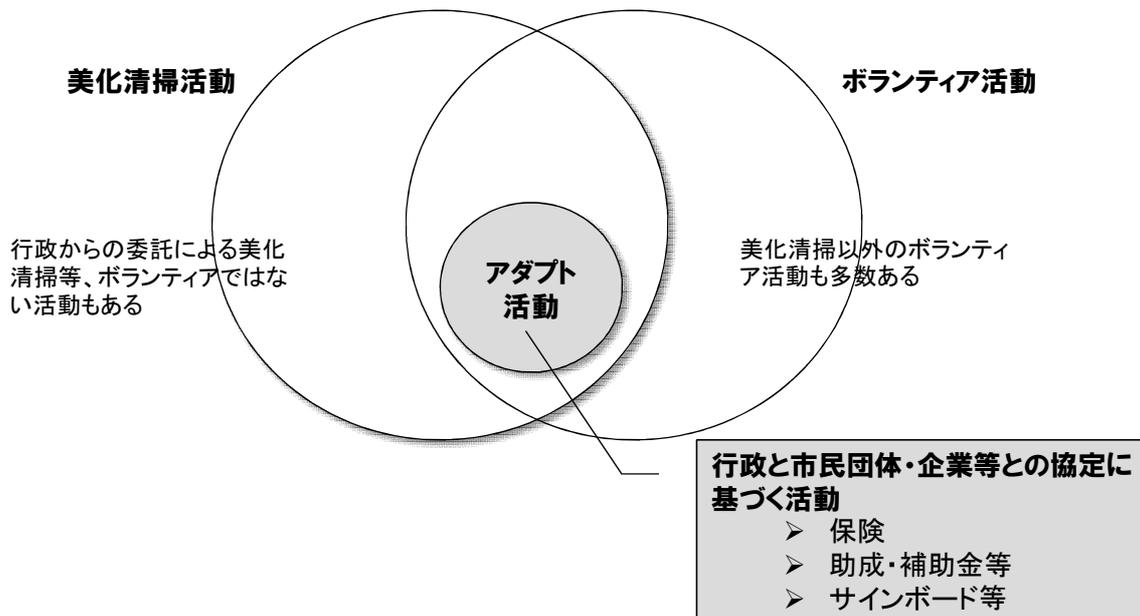
図表7-2 アダプト制度とボランティア活動の違い

	市民 n=477	団体 n=248
あまり違いを感じない	41.1%	39.4%
アダプト制度では里親として、特定の施設或いは区間等に対する思い入れがより強く望ましい	24.3%	27.9%
アダプト制度では、行政が清掃道具の貸与、損害・賠償保険加入を行ってくれるのがよい	28.1%	-
アダプト制度ではサインボードを掲出できるのが参加者にとってメリットである	11.4%	15.9%
アダプト制度の方が企業が参加しやすい	14.3%	17.3%
アダプト制度では行政と協定書を結ぶ必要があり煩わしい	6.8%	-
アダプト制度では清掃・美化の場所や回数を自由に選べず面倒である	11.6%	-
これまでのボランティア制度の方が分かりやすく好ましい	-	20.8%
その他	7.6%	-

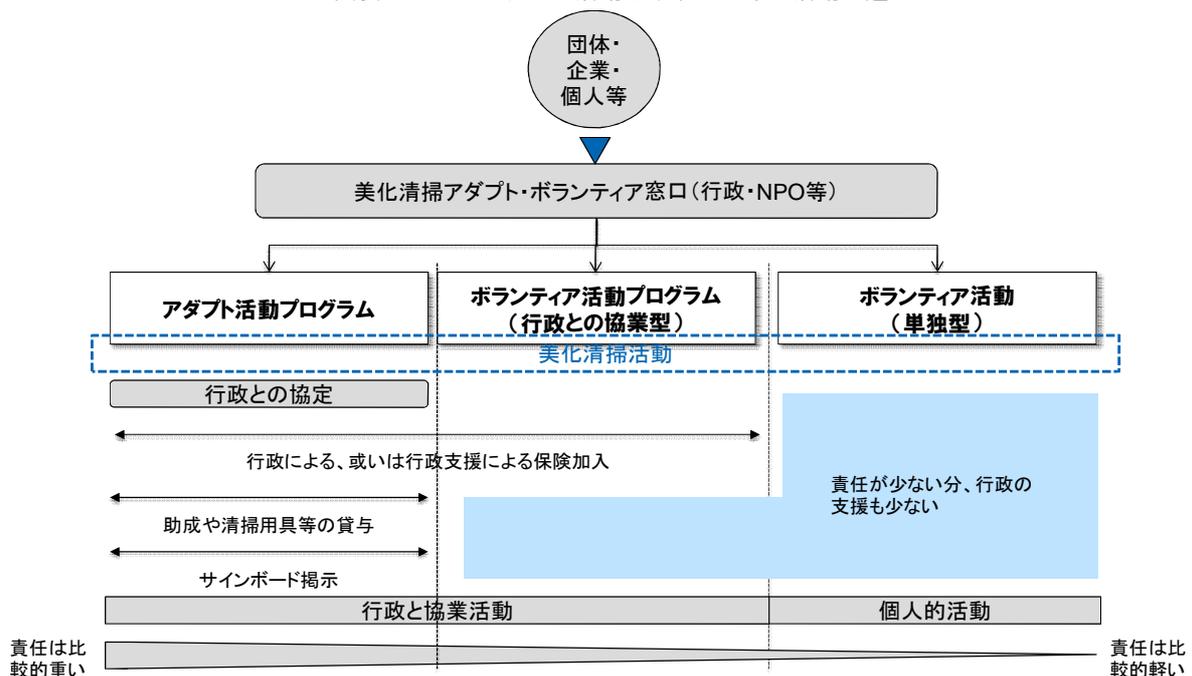
(3) 霧島市におけるアダプト制度・活動の定義

市民・団体アンケート結果などを踏まえて、本調査ではアダプト活動は、ボランティア活動の一種と考えることとした。具体的には、アダプト活動は、「自発的にボランティア活動の内、美化清掃活動に関し市と協定を結ぶことにより双方が一定の責任を負うことになるボランティア活動」と捉えることとした。霧島市においてはアダプト活動、ボランティア活動などの多様な市民活動が多層的に行われることを想定している。

図表 7-3 アダプト活動の位置づけ



図表 7-4 アダプト活動とボランティア活動の違い



2. 霧島市におけるアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲

(1) 霧島市民・団体のアンケート結果から見たアダプト制度を活用したい活動

アンケートからは、霧島市の団体（事業所含む）が、今後アダプト活動に取り組みたいと考えている施設・場所は、現在既にボランティア活動に取り組んでいる対象施設・場所とほぼ同じ傾向となっている。

図表7-5 現在取り組んでいるボランティア等活動と団体が今後アダプト制度を活用したい活動

	市民 n=477	団体 n=248	団体 アダプト活用
河川の清掃・美化	32.4%	43.3%	42.9%
市道の清掃・美化	49.5%	61.0%	55.7%
農道の清掃・美化	29.3%	26.9%	22.2%
林道の清掃・美化	1.4%	8.2%	8.5%
公園の清掃・美化	20.7%	36.3%	37.3%
公共施設の清掃・花壇の手入れ	25.7%	47.8%	37.3%
墓地・神社等の清掃	28.8%	35.7%	26.9%
花いっぱい運動	10.4%	34.6%	38.7%
その他	9.9%	20.3%	2.8%

(2) 霧島市のアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲

全国のアダプト制度導入事例や霧島市民・団体アンケート結果なども踏まえて、霧島市のアダプト対象施設等と活動の範囲は概ね下表の通りと考えている。この中で、ビーバー（刈払機）を使用した比較的大がかりな作業については、アダプトの対象としていない自治体もあるが、河川堤防のり面等も主要な活動対象となっている霧島市においては活動の範囲に含めている。

図表7-6 霧島市のアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲

	美化活動等の内容	活動主体	アダプト活動の対象施設							
			河川	市道	農道	林道	公園（普通）	海岸	鉄道駅	自治公民館
アダプト活動の範囲	清掃	市民・団体・企業	○	○	○	×	○	○	○	○
	ゴミ収集	市民・団体・企業	○	○	○	×	○	○	○	○
	草払い	市民・団体・企業	○	○	○	○	○	○	○	○
	植栽・花壇等の手入れ	市民・団体・企業	○	○	○	×	○	○	○	○
	不法投棄ごみや破損等の情報提供	市民・団体・企業	○	○	○	○	○	○	○	○
	補修等	市民・団体・企業	×	×	×	×	×	×	△	△
	補修等	公的機関等	県・市	市	市	市	市	県	JR	市

第8章 霧島市のアダプト制度拡充に向けて

第8章 霧島市のアダプト制度拡充に向けて

1. 霧島市民・団体のアダプト制度参加拡大に向けての課題

既に、述べた通り、霧島市でのアダプト活動は、ボランティア活動の一種であると想定されており、アダプト活動拡充に向けて、現在のボランティア活動の現状と課題を明らかにすることが有益である。

(1) ボランティア活動への参加の現状と課題

霧島市民・団体のボランティア活動への参加率・関心率は共に高い。市民の場合には、地区自治公民館や自治会を通じて、美化清掃に関するボランティア活動に参加しているケースが圧倒的に多い。

ボランティア活動に関する問題点としては、「参加者の高齢化」「参加者が集まらない」「ゴミ・草の収集・処分」「怪我等のリスク」「補助金手続き」等が挙げられている。

団体・企業が、市民よりも高い比率で気にしている課題としては、「ゴミ・草の収集・処分」「怪我等のリスク」「補助金手続き」等がある。

図表 8-1 美化清掃に関するボランティア活動への参加状況

	市民 n=477	団体 n=248
現在参加している	48.1%	74.3%
現在は参加していないが、今後参加する予定である	3.0%	1.6%
以前には参加していたが、現在は参加していない	9.4%	3.3%
現在は参加していないが関心がある	24.7%	13.9%
現在は参加しておらず関心もない	11.6%	5.7%
その他	3.2%	1.2%

図表 8-2 どのような団体を通じて美化清掃に関するボランティア活動に参加しているか

	市民 n=477
個人で行っている	14.1%
地区自治公民館を通じて	51.8%
自治会を通じて	61.8%
PTAを通じて	7.3%
子供会を通じて	5.0%
その他の市民活動団体を通じて	5.0%
企業・職場を通じて	11.4%
その他	9.1%

図表 8-3 ボランティア活動に関する問題点・課題

	市民 n=477	団体 n=248
参加者が集まらない	19.6%	12.6%
参加者が高齢化している	53.7%	52.2%
怪我等のリスクの問題がある	10.7%	24.5%
責任者がはっきりしていない	2.3%	1.3%
集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である	18.7%	34.0%
霧島市等行政の窓口が分散していて良くわからない	3.7%	4.4%
補助金等に関わる手続きが煩雑である	1.4%	10.7%
ボランティア活動が停滞している	3.3%	4.4%
関心はあるが、具体的にどうすれば良いのか分からない	1.9%	-
特に問題は感じていない	31.8%	-
ボランティア活動についてよく知らない	0.0%	-
ボランティア活動に興味がない	0.0%	-
団体・事業所として取り組む意義が明確ではない	-	1.9%
その他	5.6%	19.5%

(2) 美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由

市民では、「時間がないから」が最も多いが、「関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから」と「よく知らないから」の比率が高い。

団体・事業所については、圧倒的に「他の業務が多忙で、取り組む余裕がないから」が多い。

図表 8-4 美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由

	市民 n=477	団体 n=248
関心がないから	8.0%	-
団体・事業所として取り組む方針ではないから	-	1.7%
よく知らないから	23.9%	10.2%
関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから	29.2%	-
時間がないから	35.8%	-
他の業務が多忙で、取り組む余裕がないから	-	64.4%
費用がかかるから	1.3%	1.7%
個人では参加しにくいから	20.4%	-
特に理由はない	16.4%	27.1%
その他	22.6%	6.8%

2. 霧島市民・団体のアダプト制度に対する認知度と参加意向

(1) アダプト制度に対する認知

アダプト制度について「あまり知らない」或いは「全く知らない」の比率はかなり高く、市民では合わせて 84.4%、団体では合わせて 71.7%となっている。アダプト制度に対する認知度の低さが課題となっている。

図表 8-5 アダプト制度に対する認知

	市民 n=477	団体 n=248
よく知っている	3.2%	7.8%
ある程度知っている	12.4%	20.5%
聞いたことはあるが、あまり知らない	31.0%	34.8%
全く知らない	53.4%	36.9%

(2) アダプト制度への参加意向

アダプト制度に「参加したい」或いは「参加を検討したい」の比率は、市民では合わせて 44.0%、団体では合わせて 52.0%となっており、アダプト制度への関心の高さが伺える。一方で、「ボランティア活動と何が違うのか分からない」の比率も市民で 20.6%、団体で 22.1%とかなり高く、アダプト制度に対する理解度の問題があることを裏付けている。

図表 8-6 アダプト制度への参加意向

	市民 n=477	団体 n=248
参加したい	10.2%	15.6%
参加を検討したい	33.8%	36.4%
あまり参加したくない	13.9%	7.4%
興味がない	11.3%	7.4%
ボランティア活動と何が違うのか分からない	20.6%	22.1%
その他	10.2%	11.3%

3. 霧島市のアダプト制度を制定する際のポイント

(1) アンケートからの指摘事項

アンケートで特に指摘があったのは、次の様な点である。

- ・ アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき
- ・ 集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき
- ・ 清掃道具の提供や助成が重要である
- ・ 安全指導・損害保険加入などが重要である
- ・ 助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき

一方で、アダプト制度発祥の地である米国などで、重視されているような「サインボードの掲出」は市民・団体ともにあまり重要であるとは考えていない傾向があり、サインボードの掲出が企業を含む団体等のアダプト制度参加インセンティブとして大きくは働かない可能性がある。

図表 8-7 アダプト制度を制定する際に重要なこと（アンケート）

	市民 n=477	団体 n=248
アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき	59.0%	57.6%
集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき	50.5%	40.6%
安全指導・損害保険加入等が重要である	39.4%	40.1%
清掃道具の提供や助成が重要である	42.0%	39.6%
助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき	21.6%	38.2%
行政として、ボランティア・アダプト等の共生協働活動を更に盛り上げていくべき	20.6%	27.6%
サインボードの掲出が重要である	19.3%	21.7%
ボランティア・アダプト活動に係る行政の窓口を一本化すべき	24.1%	18.9%
参加者・参加団体に表彰等の報奨を与えるべき	10.1%	6.5%
その他	3.8%	2.3%
行政が行うべきことは特になし	1.0%	1.4%

(2) 霧島市の団体・事業所ヒアリングからの指摘事項

<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト制度の情報提供をしてほしい ・ボランティア活動やアダプト制度を、使う人が分かりやすいようにまとめてほしい（詳細な資料をもらっても読む時間を取れない） ・鹿児島県や霧島市に、様々な事業・制度があつて分かりづらい ・地域がどこにどのような清掃活動を求めているのか分からないので、行政が地域と事業者の間の旗振り・橋渡しをして欲しい ・現在ボランティア活動が行われておらず、清掃が必要な個所にアダプト制度を導入すればよい ・柔軟な形の制度が望ましい（スケジュール、場所、参加人数等） ・作業日時を自社のスケジュールに合わせて取り組めると使い勝手が良い ・補助金などの手続きを簡素化すると良い ・ボランティア制度だと投げやりになることもあるので、美化清掃活動をさせる仕組みにすると良い ・ボランティア活動を行う自治会や団体・企業等と意見交換できるイベントを定期的で開催してほしい ・地区自治公民館・自治会、地元企業やボランティア団体など、地域の清掃活動を行う団体が、場所や活動内容を話し合い、うまく協業する場を設けると良い ・アダプト制度を通じて住民が自発的に清掃活動する意識を醸成することが必要 ・アダプト制度活用を入札時の評価ポイントとすると良い

図表 8-8 アダプト制度を制定する際に重要なこと（ヒアリング）

	現在の活動における課題など	行政への要望事項等
新町組	集めたゴミや払った草の処分は自分たちで行っており、保険についても会社で入っている保険で賄っているが、そこまで負担には感じていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手には作業できないので、清掃してほしい箇所について地域から依頼して欲しい。清掃活動して欲しい地域と事業者の橋渡しをしてほしい。 ・行政が入ると、決まりごとが多くなってしまう。柔軟な形の制度を制定して欲しい。
九州電力	地域に密着する企業として取り組みには協力していきたい。CSR活動としても取り組みたい。（具体的対応については上位機関との協議）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がどこにどういった清掃活動を求めているか分からないので、旗振り役に行政役にしてほしい。参加の要請があれば協力できる。
トヨタ車体	従業員全員で取り組めるようなボランティア活動を検討中。まずは身近に取り組める、美化清掃活動や交通安全啓蒙活動などを検討しており、アダプト制度にも大変興味がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動やアダプト制度に関する情報を積極的に出してほしい。 ・他事業所や団体における、ボランティア活動体制（就業規則の取扱い（ボランティア休暇など）、活動用品の支給管理、傷害保険など）に関する情報が欲しい。
イオン九州	アダプト制度に関する案内があれば活用を検討したいが、店の開店時間前で、かつ店には出ない後方グループの従業員が行うことになるので、範囲を広げたり、参加人数を増やしたりするのは難しいかと思う。	アダプト制度自体を知らなかった。もっと情報提供してほしい。
福山黒酢	美化清掃活動を地域への恩返しのつもりで行っているが、作業している時間の人件費や機械の油代、ゴミの処分費用などの負担	ビーパーや鎌を使った除草作業をするときは、地域の方に危険はないか、車に傷を付けてしまわないか常に気になっているので、ア

	がある。	ダブト制度でそういった保険・補償があるなら、ぜひ活用したい。
福山サニタリー		市の事業には、要請があれば協力する姿勢である。アダプト制度についても、もっと説明、情報提供してほしい。
勝跡会	(鹿児島神宮内で) 毎月清掃作業を行いたい、月 500 円の会費では清掃用具や油代が足りずに、3 か月に 1 回行っている、ぜひアダプト制度を活用したい。	あくまでボランティア活動であり、看板を立てたり、場所を指定されたりするような制度であれば参加しにくい。柔軟な形の制度を作ってほしい。
霧島みずほ会	ボランティア活動だと、自分たちの仕事との兼ね合いもあり、難しいこともある。活動を支える仕組みにしたほうが良い。	<ul style="list-style-type: none"> 補助金をもらおうと、写真付きの報告書の作成や手続きが非常に面倒だ。しかも、どこまで使っているのか、使い道がはっきりしないので使いづらい。 ボランティア活動やアダプト制度を、使う人が分かりやすいようにまとめてほしい(詳細な資料をもらっても、時間がないので読むことができない)。 本市の情報(制度や他地域の状況)が入ってこない。できれば、本市の職員も一緒に活動してもらい、活動の状況を分かしてほしい。さらに、ボランティア活動に関する本市の制度なども積極的に教えて欲しい。 ボランティア活動を行う自治会や団体・企業等と意見交換できるイベントを定期的に開催してほしい。
曾我地区自治公民館	以前、中州・寄州の作業時に怪我をしたことがあったので、それ以来、中州・寄州の清掃はしなくなった。清掃用具は各自持ち寄り、油代等は自分たちで負担している。	<ul style="list-style-type: none"> 地区自治公民館・自治会、地元の企業やボランティア団体など、地域の清掃活動する団体が、場所や活動内容を話し合い、うまく協働していけるように、協議する場を設けるべきだ。 危険な箇所については、地域ではできない。中州・寄州の清掃については、本市から鹿児島県へ強く要望をあげてほしい。
植村・今村地区自治公民館	重機やピーバーを使用するので、怪我が心配だ。事前に注意しているが、保険があるのは望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 街中であつたらゴミの回収はありがたいだろうが、田舎のほうでは自分たちで処分できるので、メリットだと感じない。清掃用具の助成については非常にありがたいと思う。 補助金がある場合は書類の提出が必要なのは仕方がないが、1度で済むようにしてほしい。
富隅地区自治公民館	アダプト制度を含めた既存のボランティア制度は、参加人数の制約や、多くの提出書類を要求されるなど利用しづらい場合がある。合併前の旧隼人町のときの制度のほうが、現在のアダプト制度より、使い勝手が良かった。	住民が、地域の環境や清掃活動に対して意識していない中で進めてもうまくいかないのではないかと。アダプト制度を通じて住民が自発的に清掃活動する意識を醸成することが必要。

霧島商工会議所	清掃が必要な箇所にアダプト制度を導入したらよいのではないか。	「こぎれい大作戦」に伴うゴミ処理手数料の減免申請を毎月行う必要がある。毎月第2金曜日と決まっているので、年1回の申請など、手続きの簡素化をお願いしたい。
霧島国際ホテル	年に2回の清掃活動では行き届かないと思うが、当たり前のことを行っているだけなので、制度を利用することは今のところ考えていない。	<ul style="list-style-type: none"> • アダプト制度についても、景観保全・環境に関する事業には協力したいので、案内はしてほしい。
霧島の結お龍会		<ul style="list-style-type: none"> • 行政に頼らない活動はこれからもっと求められると思う。活用を検討したい。 • 煩雑な手続きは、やる気をそいでしまう。電話1本で済むような手続きがよい。 • 自分たちがやってきた活動を振り返るために、記録を残すのは大切だが、手続きのための書類作成は、自分たちのような仕事を持ちながら活動している団体では難しいと思う。

(3)委員会からの指摘事項

<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動では踏み込みきれない活動が保険・補償があるアダプト制度ではできる可能性がある（財政的な問題で行政の手が行き届かない、路側帯に雑草の生い茂った幹線道路で、ボランティアが必要なのだが、危険があったり、通勤の時間帯で交通量が多くて実施が難しかったりする場合）。 • 鹿児島県の関連部署では、霧島市の行う事業について最低限のことは理解しており、最低限の概要については県でも市でもお互いに説明・紹介できるくらいに各々が知っていればある程度市民のニーズを吸い上げて割り振ることはできるだろう。 • 河川景観保全アダプト制度推進事業を、将来的に広げていく際には、組織などは時間の経過とともに考えていくのが良い。 • アダプト制度に対する認知度が低いため、まずそこに手を付けて、市民の意識づけを行うことが一番重要。啓蒙活動として、目立つポスターや掲示板を設置する、回覧板を年に2～3回回すといった、具体的な策が必要だろう。 • アダプト制度については、自治会・地区自治公民館は全く知らないのが実情。自地域の公民館の殆どは、毎年3～4回業務連絡を行っているのだが、全く話が無かった。毎年、公民館長が交代する4月にアダプト制度について新しい役員に周知していただくような広報を行えば広がっていく。 • アダプト制度を取り入れるのであれば、計画的・定期的に清掃・保全活動をしなさいといけない。 • 集落があるところは清掃されるが、集落が無いところは誰も手を付けずに放置されている。そのような場所について、企業に振り分けて、清掃してもらうことも考えなければならない。 • 若者を巻き込んでいく方法を考えなければならない。就職活動の面接の際、学生時代にしたボランティア活動は有利に働くと言っている。霧島市には鹿児島工業高等専門学校や第一工業大学などの学生がいるため、それらの若者と地域がwin-winの関係になる仕組みがあるとよいだろう。
--

(4) 先進事例（徳島県・広島県）における対応

団体・事業所ヒアリング及び委員会からは、「アダプト制度の周知徹底」「予算面も含めたアダプト制度の持続可能性の担保」「安全指導等の徹底」「霧島市市内及び鹿児島県の各種アダプト制度の重複の防止、制度の相互紹介の必要性」「活動場所に拘らずアダプト制度に参加したい企業と地元で団体・企業等が少ない限界集落のマッチングの必要性」等が指摘されており、これらに対する徳島県・広島県における対応を図表 8-9 及び 8-10 に取りまとめている。

図表 8-9 徳島県における対応

	指摘事項	徳島県の対応
ア	アダプト制度の認知度を高めるための情報提供	アダプト制度の認知度を高めるため、徳島県ホームページでの広報、ボランティア活動をしたいという住民等に対するアダプト制度の紹介、問い合わせ窓口となる市町村への働きかけ、アダプト活動の実施地点を示す看板の設置などの取り組みを行っている。
イ	助成等に係る制度の持続可能性の担保（予算等）	平成 16 年度までは、覚書を毎年度取り交わしていたが、その後は自動継続として手続きの負担を軽減した。ただし、OUR リバーアダプト事業については、継続の届け出がないと活動が終わりになってしまうので、団体に年度が変わるタイミングで継続の声をしている。 平成 17 年度には、ごみ袋に加え、軍手、ほうきなどの簡易な清掃用具（1 団体につき上限 2 万円を目安としている）を支給対象に追加したほか、入札参加資格における加点制度を導入した。
ウ	安全指導など	
エ	プログラム間の連携	県事務所または市町村が窓口となって、なるべくアダプト団体の負担にならないよう、工夫しながら相談に対応している。そのため、やり方は窓口によって異なっている。 書類を目の前で一緒に書くこともある。
オ	参加したい企業等への活動場所の斡旋など	活動場所は、重複がないよう県事務所が調整しているが、団体間の調整まではしていない。

図表 8-10 広島県における対応

	指摘事項	広島県の対応
ア	アダプト制度の認知度を高めるための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>広島県庁</u> アダプト制度を周知するためポスターを作成し、県庁、市役所、町役場などに掲示している。JR や私鉄の駅への掲示は、費用がかかるため断念したが、ファミリーマートやイオンの協力を得て、店舗にポスターを掲示させてもらったこともある。 県庁職員も「広島県庁アダピィの会」という団体名で、広島市のアダプト制度に参加し、道路の清掃を行っている。 ● <u>NPO 法人ひろしまアダプト</u> 奨励金交付事業を受託しているほか、年 2 回のアダプト通信の発行やホームページでの広報、アダプトフォーラム等の交流イベント開催などを行っている。

		<p>アダプト活動支援自動販売機を設置したり、パンフレットを置いたりもしているが、アダプト制度の広報は難しい。</p> <p>アダプト団体や地方自治体を通じた口コミが、結局は最も有力な広報媒体になっている。</p> <p>地方自治体の職員でも、まちづくりやボランティアの部局など、アダプト活動に関係がありそうな部局の担当者が、道路や河川の管理を直接担当していないがゆえにアダプト制度を知らないことも多く、それらの職員への周知も課題である。</p> <p>● <u>アダプト団体</u></p> <p>清掃活動後の懇親会を企画したり、子どもたちの環境学習と併せて実施するほか、ひまわりや芝桜など美しい花を植えるなど、楽しく活動できるよう工夫をしている。</p> <p>マスコットキャラクター「アダピィ」をつくり、普及・PRに努めている。</p>
イ	助成等に係る制度の持続可能性の担保（予算等）	<p>奨励金制度を導入してからアダプト活動に取り組む団体数は急増し、奨励金を受給している団体を見ても、平成20年度の136団体から平成23年度には343団体に増加している。</p> <p>奨励金は主に町内会・自治会、各種団体が受け取っている。企業は、社会貢献として活動に取り組んでいるという理由から、遠慮しているところが多い。</p> <p>ただし、アダプト活動の担い手は高齢者が多く、書類の作成に不慣れであるため、手続きが面倒という理由で奨励金を申請しないアダプト団体も約半分ある。</p> <p>奨励金の事業説明会の後に、平成23年度から交流会を開催するようになった。交流会では、アダプト団体に活動内容を発表してもらっている。活動内容を発表する場があることは、アダプト団体の活動を継続しようとする意欲を引き出す有力なインセンティブになると感じている。事業説明会は県内の土木事務所で開催し、理事5～6人と事務職1人で手分けして説明を行っている。</p> <p>活動を継続的にしていくためには、若者や子どもを取り込むこと、イベントを開催すること、企業を巻き込むことが重要である。</p>
ウ	安全指導など	
エ	プログラム間の連携	
オ	参加したい企業等への活動場所の斡旋など	<p>県土木事務所または市町村が窓口となって相談に対応している。</p> <p>活動場所は、重複がないよう県土木事務所が調整している。</p>

(5) 霧島市の対応の方向性

上記を踏まえて、霧島市のアダプト制度拡充における対応の方向性を図表 8-11 の通り取りまとめた。

図表 8-11 団体・事業所ヒアリング及び委員会からの指摘事項と霧島市の対応の方向性

	指摘事項	霧島市の対応の方向性
ア	アダプト制度の認知度を高めるための情報提供	市の広報誌やホームページ等を活用した形での情報周知を図ることが考えられる。
イ	助成等に係る制度の持続可能性の担保（予算等）	アダプトの活動内容・活動量（清掃・ゴミ拾い・草刈り等の）に応じ、実費負担の助成金（付加金等を含む）を示すことを考えている。 制度の持続可能性を担保するため、協定期間を単年から複数年の協定を結ぶ方法も考えられる。
ウ	安全指導など	活動団体と協定を結ぶ段階において、安全の徹底を指導することが考えられる。 また、草刈り機等の機械の使い方の講習等は、活動団体に行なってもらう考えである。
エ	プログラム間の連携	①霧島市アダプト制度の体系 市のアダプト活動の内部的規範となる要綱を定め、各アダプト活動の処理、手順等の要領については、それぞれの所管課において定めることが考えられる。 ②霧島市アダプト活動窓口の設置 それぞれのアダプト活動の所管課に窓口を設置し、活動箇所等の重複等を防ぐための連絡先・活動関係の整理を行なう機関の設置が考えられる。 ③県のアダプト制度との連携 活動団体が、適切な美化清掃活動（プログラム）を紹介できるように、相互に事業内容を把握するなどの連携を図る。
オ	参加したい企業等への活動場所の斡旋など	基本的に活動場所は、活動団体の地域周辺の道路、河川、公園等であるが、活動場所については、公共の場であれば制限しない。また、集落が形成されていない地域については、活動の場所の紹介、活動団体の募集を考えている。

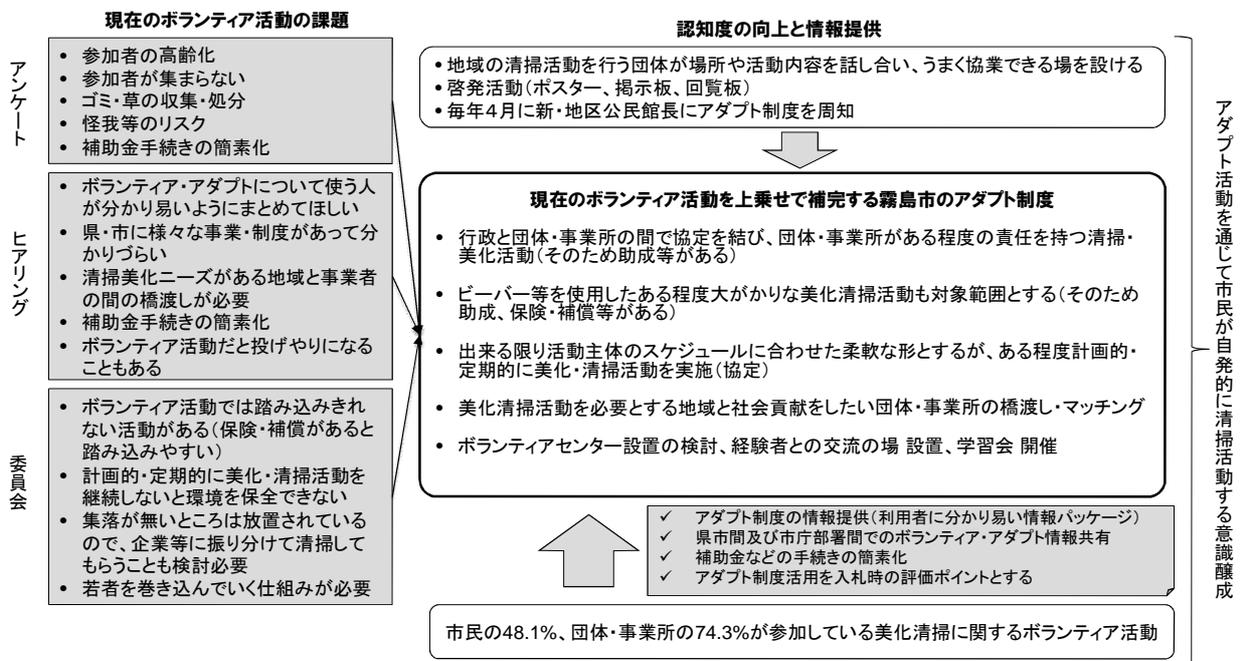
4. 霧島市のアダプト制度推進に向けた諸施策の推進

(1) 現在のボランティア活動における課題からみた霧島市のアダプト制度のあり方

市民、団体・事業所アンケート、団体・事業所ヒアリング、委員会での指摘事項などを受けると、霧島市におけるアダプト活動は、ボランティア活動よりも活動主体が重い責任を負って、ビーバー（刈払機）等を使った比較的大がかりな作業も含む清掃美化活動を行うものとなると想定される。

また、できる限り活動主体のスケジュールに合わせた柔軟な運用を可能としつつも、ある程度計画的・定期的な美化清掃活動を実施することが望まれる。霧島市においては、集落間の放置されている地域もあるため、これらの地域に社会貢献活動を行うニーズを持っている団体・事業所などを行政等が紹介・斡旋する仕組みの構築も期待されている。

図表8-12 霧島市のアダプト制度推進のあり方



アダプト活動やボランティア活動に若者を巻き込んでいくことは、霧島市だけではなく、全国各地で課題となっており、例えば、大学生のボランティア活動について、立命館大学が自学の学生について分析を行っている。

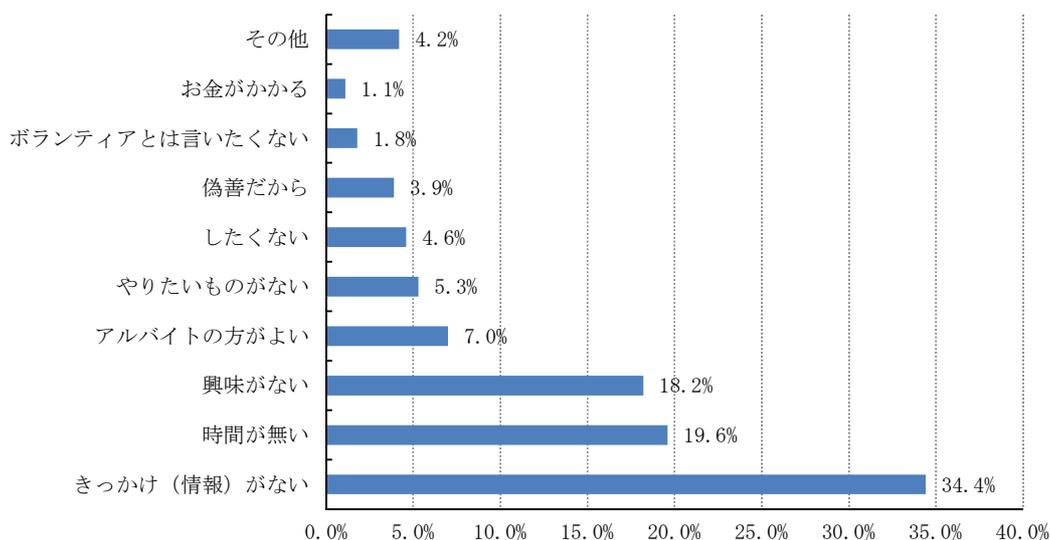
「ボランティア活動経験が無い理由」は、霧島市の市民アンケートと同様に、「きっかけ(情報)がない」が最も多い。一方で、「ボランティア活動のきっかけ・動機」としては、「知人に誘われて」が最も多く、「義務で」「勉強のため」「社会的評価向上の為」は意外と少ない。

また、「ボランティア活動をする上で必要と思う支援」については、「情報提供」「相談の場」「研修会」等が多く支持を得ている。

これらを踏まえて、立命館大学のボランティア研究グループでは、①経験者との交流の場の定期

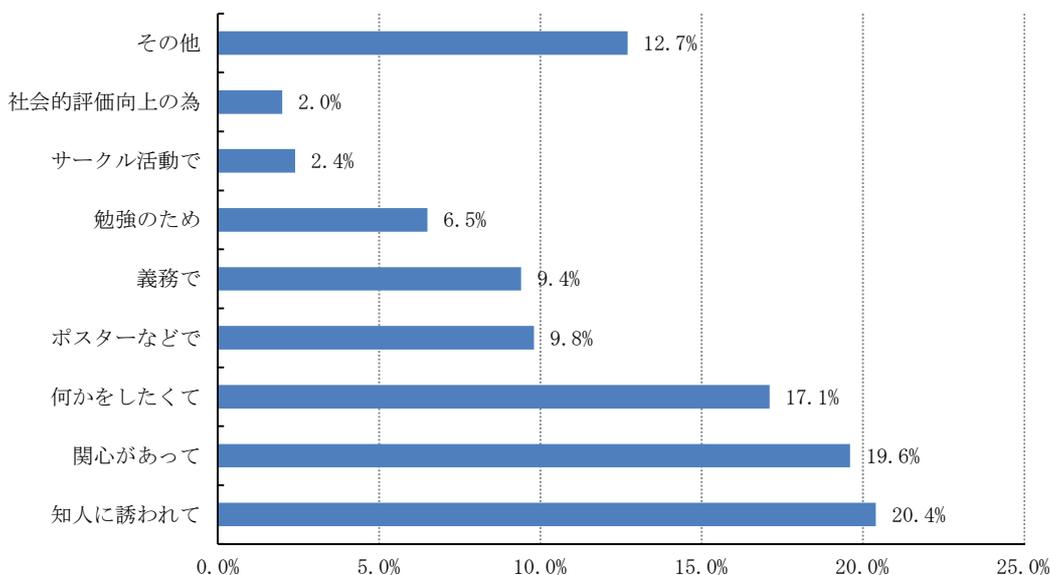
的設置、②学習会開催、③ボランティア活動体験記作成、④情報提供手段を拡大(ボランティアセンター有効活用)等が有効であると提言している。全国では、大学やNPO等にボランティアセンターが設置されている例が少なくなく、霧島市のアダプト制度推進体制を検討していく中で、ボランティアセンターについても検討を行っていくことが考えられる。

図表 8-13 ボランティア活動経験がない理由



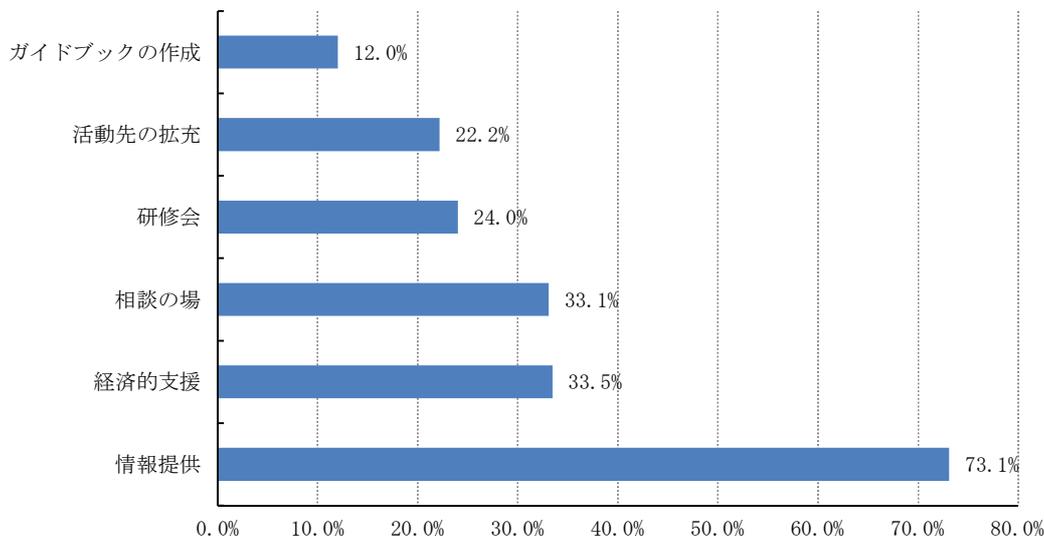
資料：「立命館大学生のボランティア活動の意識・実態調査報告とボランティア活動の具体的支援」

図表 8-14 ボランティア活動のきっかけ・動機



資料：「立命館大学生のボランティア活動の意識・実態調査報告とボランティア活動の具体的支援」

図表 8-15 ボランティア活動をする上で必要と思う支援（上位2つ、複数回答）



資料：「立命館大学生のボランティア活動の意識・実態調査報告とボランティア活動の具体的支援」

図表 8-16 効果的なボランティア活動のきっかけづくり支援策

①経験者との交流の場を定期的に設置する	ボランティア活動経験者とこれから始めようとする学生やコーディネーターが集い、交流会を通して、ボランティア活動を身近に感じてもらう。その際、いつも設けるのではなく、日時・場所を設定しながら、「いつでも行ける」ではなく、「この日に行こう」と思える仕組みを作る。
②学習会を開く	体験交流会やボランティアに関する学習会を開くことによって、自分の興味のある分野と違う分野に興味を持っているボランティア同士の横のつながりをつくることができ、他分野のボランティア活動、ボランティアを知るきっかけを作っていく。また、ボランティアコーディネーションについての学習会も行えば、友達に相談されたときに、誰かを紹介したりして、想いをつなぐことができる。
③ボランティア活動体験記を作成する	ボランティア活動経験者の体験記だけでなく、ボランティア活動先の受け入れ職員、そこで生活されている方々の感想なども記載する。そこに、友人の体験記が記載されていれば、相談の幅が広がっていく。
④情報提供手段を増やす	上記のほかに、ボランティアセンターに各ボランティア先の活動情報のビラやリーフレットなどを随時置いたり、掲示していく。

資料：「立命館大学生のボランティア活動の意識・実態調査報告とボランティア活動の具体的支援」

図表 8-17 ボランティアセンターの例

龍谷大学	大学が設置し、ボランティアスタッフが関わる。大学・学生協働型として運営。
神戸大学	大学公認の学生組織として運営。
長野大学	特定非営利活動法人として運営。
明治学院大学	大学・学生協働型として運営。
淑徳短期大学	大学主導設置型として運営。
東京ボランティア・市民活動センター	東京都社会福祉協議会が設置、運営。
きょうと学生ボランティアセンター	特定非営利活動法人として運営。
関西学院	大学・学生協働型として運営。
高梁学園	大学・学生協働型として運営。
APU (立命館アジア太平洋大学)	大学公認学生サークルとして運営。

資料：「立命館大学生のボランティア活動の意識・実態調査報告とボランティア活動の具体的支援」

(2) 霧島市のアダプト制度推進に向けた諸政策（例）

現時点で考えられる霧島市のアダプト制度推進に向けた諸政策（例）は図表8-18のようなものである。

図表8-18 霧島市のアダプト制度推進に向けた諸政策（例）

項目	アダプト制度推進に向けた諸施策
アダプト制度の認知度を高めるための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 市の広報誌での広報 • ホームページでの広報 • 霧島市のアダプト制度キャラクターの検討
助成等に係る制度の持続可能性の担保（予算等）	<ul style="list-style-type: none"> • 霧島市内での適正なアダプトの活動内容・活動量（清掃・ゴミ拾い・草刈り等の）を設定し、必要な助成金額を見積もる。 • 複数年協定の検討。
安全指導など	<ul style="list-style-type: none"> • 協定書における安全教育の徹底。 • 経験者が居ない活動団体への、草刈り機等の機械の使い方教育。
プログラム間の連携	<ul style="list-style-type: none"> • 霧島市アダプト活動要綱制定（市のアダプト活動の内部規範） • 活動箇所の重複等を防ぐための連絡先・活動関係の整理を行う機関の設置 • 市庁各所管課における施設別のアダプト事業実施要項の整備 • 市庁各所管課におけるアダプト活動窓口の設置 • 県のアダプト・プログラムとの間での相互紹介のための連携
参加したい企業等への活動場所の斡旋など	<ul style="list-style-type: none"> • 集落が形成されていない地域における、活動の場所の紹介、活動団体の募集。
ボランティアセンターの検討	<ul style="list-style-type: none"> • 大学等やNPO内にボランティアセンターを設置し、コーディネート・情報提供等を行う。

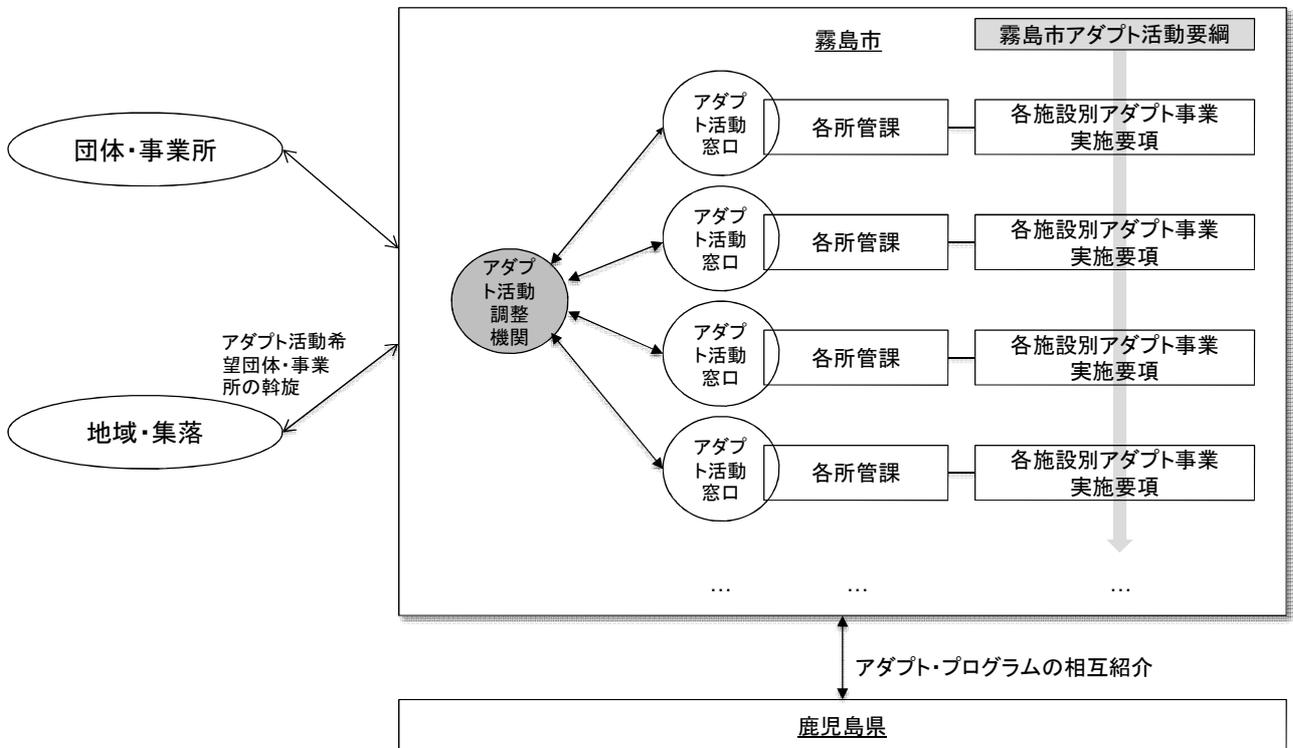
(3) 霧島市のアダプト制度推進に向けた諸政策（案）

現時点で考えられる霧島市のアダプト制度推進体制（案）は図表8-19のようなものである。

市全体のアダプト活動の内部規範となる「霧島市アダプト活動要綱」を整備した上で、市庁内の各所管課が「各施設別アダプト事業実施要項」を持ち、それぞれの「アダプト活動窓口」を通じて、団体・事業所からの活動申込みを受け付け、必要な場合には、地域・集落に対してアダプト活動希望団体・事業所を紹介・斡旋していく。

また、活動箇所の重複等を防ぐための連絡先・活動関係の整理を行う「アダプト活動調整機関」を設置するとともに、鹿児島県及び霧島市のアダプト・プログラムを相互に紹介できるように、県と市の間での情報供給・連携を図ることが必要である。

図表8-19 霧島市のアダプト制度推進体制(案)



調査研究委員会等名簿

調査研究委員会等名簿

調査研究委員会

委員長 平田 登基男 霧島市環境対策審議会 会長、鹿児島工業高等専門学校名誉教授

委員 松下 正行 霧島商工会議所 代表

飯牟禮 勇 地区自治公民館 代表

津田和 勝 天降川・検校川の水をきれいにする会 代表

松園 孝 霧島市環境美化推進員

加治木 正明 霧島市子ども育成連絡協議会 代表

津之地 良 霧島市老人クラブ 代表

辻 由紀子 環境カウンセラー

山口 剛 霧島市総務部長

藤田 萬豊 財団法人地方自治研究機構事務局長

オブザーバー 淵之上 吉和 鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設総務課長

講師 二見 剛史 水の会 代表

(順不同)

事務局・基礎調査機関

事務局	平野 貴志	霧島市生活環境部長
	塩川 剛	霧島市総務部総務課課長
	越口 哲也	霧島市生活環境部環境衛生課課長
	若松 昭伸	霧島市生活環境部環境衛生課環境保全グループG長
	永重 博章	霧島市総務部総務課市民運動推進室室長
	徳永 浩之	霧島市生活環境部環境衛生課主査
	和田 郁美	霧島市総務部総務課市民運動推進室主任主事
	石上 圭太郎	財団法人地方自治研究機構調査研究部主任研究員
	家中 賢作	財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員

基礎調査機関

	藤田 聖二	株式会社鹿児島地域経済研究所経営開発部主席研究員
	寺田 泰久	株式会社鹿児島地域経済研究所経営開発部研究主査
	横山 梨沙	株式会社鹿児島地域経済研究所経営開発部研究員
	門松 功	株式会社日本経済研究所調査第二部長
	関口 陽一	株式会社日本経済研究所研究主幹

(順不同)

資料編

資料編

1. 市民アンケート調査票

霧島市アダプト(里親)制度に関するアンケート調査票(市民用)

平成 23 年 7 月

市民の皆様

霧島市長 前田終止

霧島市アダプト(里親)制度に関するアンケートのお願い

皆様には、平素より霧島市のまちづくりに対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

市では、河川、道路、公園などの美化・清掃等の管理維持について、アダプト(里親)制度を制定し、市民・事業者・行政が一体となり、本市の良好な環境を将来に引き継いでいくための取り組みを確立する仕組みを、(財)地方自治研究機構と共同で調査研究しております。また、(株)鹿児島地域経済研究所に調査協力をお願いしております。

その一環として、市民の皆様にはアンケート調査のご協力をお願いすることになりました。ご多忙中に誠に恐縮ですが、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。回収した調査票は、統計的に処理し本目的以外に使用することはありません。

ご記入にあたって

- ご回答は各設問にしたがってご記入下さい。
- 本調査の対象は、霧島市内に所在する 20 歳以上の世帯主の方を霧島市役所が無作為に 1,500 人抽出しております。

ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて(切手は不要です)、

平成 23 年 7 月 22 日(金曜日)までにポストに投函して下さい。

ご協力よろしくお祈いします



○霧島市 総務部 総務課 市民運動推進室

TEL : 0995-45-5111 (内線 1 1 4 5)

担当 : 永重、和田

○(財)地方自治研究機構

TEL : 03-5148-0662

担当 : 調査研究部 家中、石上

【調査票に関する問い合わせ先】

○調査協力機関 : (株)鹿児島地域経済研究所

TEL : 099-225-7491

担当 : 経営開発部 横山、寺田

※(財)地方自治研究機構は、地方行財政に関する調査研究機関として平成 8 年に設立され、全国の地方公共団体との共同調査研究や法制執務支援事業を行う財団法人です。

※アダプト制度については、4 ページをご参照ください。

<ご回答者様の属性>

1. あなたご自身のことについて伺います。一つ選んで○で囲んでください。

性別	1. 男性	2. 女性		
年齢	1. 20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代	
	4. 50歳代	5. 60歳代	6. 70歳以上	
職業	1. 会社員・公務員	2. 会社役員	3. 自営業（農業・商工業等）	
	4. 学生	5. 専業主婦	6. 無職	
	7. パート・アルバイト			
	8. その他（	）		
家族構成	1. 単身世帯	2. 夫婦二世帯	3. 親子世帯（二世代）	
	4. その他（	）		
居住地区	1. 国分地区	2. 溝辺地区	3. 横川地区	4. 牧園地区
	5. 霧島地区	6. 隼人地区	7. 福山地区	

<居住地の環境に対する認識>

2. お住まいの地域の環境について伺います。

お住まいの地域について、良好な環境が保たれていると思いますか？それぞれの場所について当てはまる方を選んで○で囲んでください。また、「2.良好な環境が保たれていない」を選んだ方は、その内容を具体的にお書きください。

	良好な環境が保たれている	・	良好な環境が保たれていない	良好な環境が保たれていないと思う内容
①河川敷・海岸	1	・	2	具体的に：(例、ごみのポイ捨てが多い)
②駅・商店街	1	・	2	具体的に：
③農道・林道	1	・	2	具体的に：
④住宅街や公園	1	・	2	具体的に：
⑤一般道路	1	・	2	具体的に：
⑥公共施設	1	・	2	具体的に：

<美化清掃に関するボランティア活動への参加>

3-1. 美化清掃に関するボランティア活動について伺います。

あなた、あるいは、家族の方は、現在美化清掃に関するボランティア活動に参加していらっしゃいますか？一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1. 現在参加している ⇒3-2 へ | } 4-3 へ |
| 2. 現在は参加していないが、今後参加する予定である | |
| 3. 以前には参加していたが、現在は参加していない | |
| 4. 現在は参加していないが関心がある | |
| 5. 現在参加しておらず関心もない | |
| 6. その他（具体的に：) | |

3-2. 現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動内容について伺います。

3-1.で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動はどのようなものですか？当てはまるものを幾つでも選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 河川の清掃・美化 | 2. 市道の清掃・美化 |
| 3. 農道の清掃・美化 | 4. 林道の清掃・美化 |
| 5. 公園の清掃・美化 | 6. 公共施設の清掃・花壇の手入れ |
| 7. 墓地・神社等の清掃 | 8. 花いっぱい運動 |
| 9. その他（具体的に：) | |

3-3. 美化清掃に関するボランティア活動団体

3-1.で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。どのような団体を通じて活動に参加されていますか？当てはまるものを幾つでも選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 個人で行っている | 2. 地区自治公民館を通じて |
| 3. 自治会を通じて | 4. P T Aを通じて |
| 5. 子供会を通じて | 6. その他の市民活動団体を通じて |
| 7. 企業・職場を通じて | |
| 8. その他（具体的に：) | |

3-4. 美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度

3-1.で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。あなた、あるいは、家族の方は、3-2.でご回答頂いた美化清掃に関するボランティア活動に、おおよそどれ位の頻度で参加されていますか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 週に数回 | 2. 週に一回程度 |
| 3. 月に数回 | 4. 月に一回程度 |
| 5. 年に数回 | 6. 年に一回程度 |
| 7. その他（具体的に：) | |

<美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由>

4-1. 美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由

3-1.で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きます。あなた、あるいは、家族の方が美化清掃に関するボランティア活動に参加している理由はどのようなものですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 美しい環境づくりのため | 2. 自然にやさしいまちづくりのため |
| 3. 共生・協働のまちづくりのため | 4. 良好な環境を将来に引き継ぐため |
| 5. 善意の活動に参加するため | 6. 社会貢献のため |
| 7. 地域の市民団体の活動には参加する必要があるため | 8. 市から補助金が支給されるため |
| 9. 地域住民間の親睦を深めるため | 10. 以前から実施していたため |
| 11. その他（具体的に： _____） | |

4-2. 美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点・課題

3-1.で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きます。あなた、あるいは、家族の方が美化清掃に関するボランティア活動するうえで、困っていることは何ですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 1. 参加者が集まらない | 2. 参加者が高齢化している |
| 3. 怪我等のリスクの問題がある | 4. 責任者がはっきりしていない |
| 5. 集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である | 6. 霧島市等行政の窓口が分散していて良くわからない |
| 7. 補助金等に関わる手続きが煩雑である | 8. ボランティア活動が停滞している |
| 9. 関心はあるが、具体的にどうすれば良いのか分からない | 10. 特に問題は感じていない |
| 11. ボランティア活動についてよく知らない | 12. ボランティア活動に興味がない |
| 13. その他（ _____） | |

4-3. 美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由

3-1.で「2～6. 現在は参加してしない」と回答された方にお聞きます。あなた、あるいは、家族の方が美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由はどのようなものですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1. 関心がないから | 2. よく知らないから |
| 3. 関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから | 4. 時間がないから |
| 5. 費用がかかるから | 6. 個人では参加しにくいから |
| 7. 特に理由はない | |
| 8. その他（ _____） | |

※ここからは、回答者全員にお聞きます。

<鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト(里親)制度に対する認識>

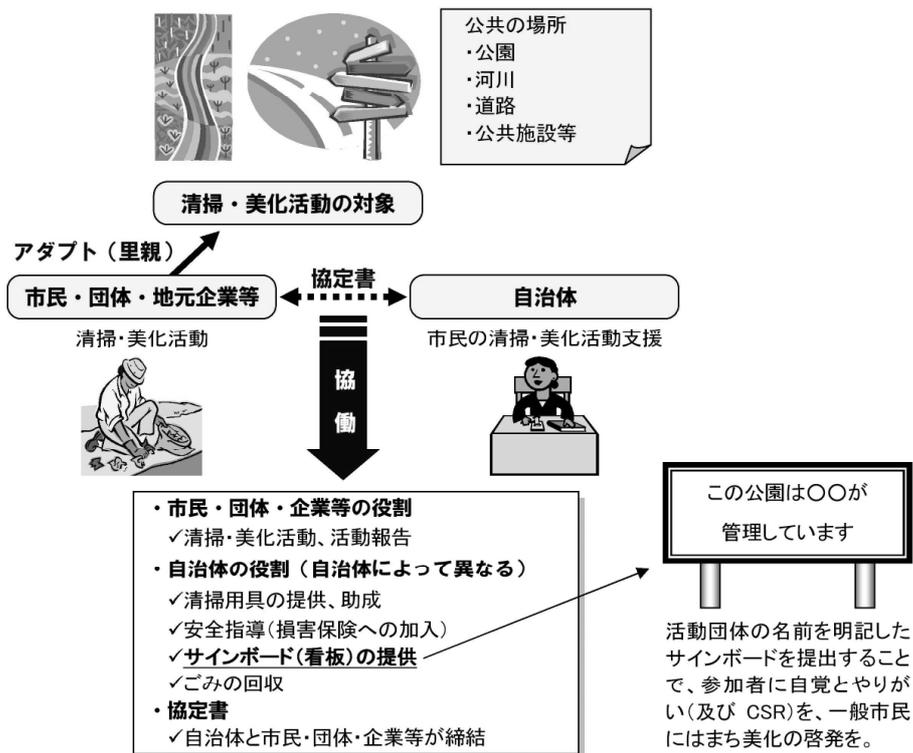
5-1. アダプト(里親)制度に対する認知

アダプト制度についてご存知でしたか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. 聞いたことはあるが、あまり知らない | 4. 全く知らない |

～アダプト制度について～

アダプト制度とは、地域の住民や企業が里親となり、一定の公共の場所（道路や河川など）を養子に見立てて（アダプト＝養子縁組）、愛情をもって面倒を見て美化清掃を行い、行政がこれを支援するものです。



5-2. 鹿児島県及び霧島市のアダプト(里親)制度・アダプト的取り組みに対する認識

下表の鹿児島県及び霧島市のアダプト(里親)制度・アダプト的取り組みをご存知でしたでしょうか？各制度について、1～4の番号を一つ選んで○で囲んで下さい。

事業・制度名	鹿児島県・霧島市の窓口部署	各制度毎に最も良く当てはまる番号を一つ選んでください			
		活用している	活用していない 知っているが	関心がある 知らないが	関心がない
事業・制度の概要					
みんなの水辺サポート推進事業	鹿児島県土木部河川課				
県管理河川または海岸の一定区間(100m以上)において、年2回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行う団体を支援対象とし、現在104の団体が認定を受け活動している。		1	2	3	4
ふるさとの道サポート推進事業	県土木部道路管理維持課				
県管理道路の一定区間(100m以上)において、日常的な管理を行うとともに、年2回以上の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等を行う団体や個人を支援対象とし、現在362の団体が認定を受け活動している。		1	2	3	4
みんなの港サポート事業	県土木部港湾空港管理課				
県管理港湾又は海岸の相当程度の一定区間において、年2回以上、定期的なゴミ拾いや草刈り等の活動を行う団体や個人を支援対象としている。		1	2	3	4
霧島市環境美化活動事業委託	霧島市道義高揚 ・豊かな心推進協議会本部				
緑豊かな美しい環境づくりを支援する地域やボランティア団体の取り組みを支援する。		1	2	3	4
環境美化里親制度推進事業	市総務部総務課市民運動推進室				
市道・公園・河川等で自発的に清掃や花の植栽などの環境美化を行う市民団体等を「環境美化里親」として認定し、市民と行政が協力して快適で美しいまちづくりを推進している。		1	2	3	4
ふれあいボランティア霧島の日	市総務部総務課市民運動推進室				
地域内の道路・河川掃除・空き缶拾いや公共施設の清掃・花壇の手入れ、墓地・神社等の清掃、独居老人宅訪問等を行う89の地区自治公民館を支援対象としている。		1	2	3	4
地区活性化事業補助金	市企画部共生協働推進課				
公共の場(市道周辺等)を含む美化作業やロードミラーの清掃、空き缶拾い、花いっぱい運動などを行う地区自治公民館及び自治会を支援対象としている。		1	2	3	4
霧島市河川景観保全アダプト制度	市生活環境部環境衛生課				
市/国・県の管理する河川の堤防等の草払い、ポイ捨てごみ等の収集・処分、不法投棄ごみや堤防の破損等の情報提供を行う企業等法人や市民活動団体を支援対象としている。		1	2	3	4

5-3. アダプト(里親)制度への参加意向

霧島市で、多様な施設や場(河川・道路等)を対象としたアダプト(里親)制度が導入された場合、あなた、あるいは、家族の方は参加されますか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | | |
|-------------------------|---|-------|
| 1. 参加したい | } | 5-4 へ |
| 2. 参加を検討したい | | |
| 3. あまり参加したくない | } | 5-5 へ |
| 4. 興味がない | | |
| 5. 今まで通りにボランティア活動に参加したい | | |
| 6. その他 () | | |

5-4. アダプト(里親)制度への参加方法

5-3.で「1. 現在参加している」または「2. 参加を検討したい」と回答された方にお聞きます。霧島市で、多様な施設や場(河川・道路等)を対象としたアダプト(里親)制度が導入された場合、あなた、あるいは、家族の方はどのような形式で参加したいですか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 個人で行う | 2. 地区自治公民館を通じて |
| 3. 自治会を通じて | 4. P T Aを通じて |
| 5. 子供会を通じて | 6. その他の市民活動団体を通じて |
| 7. 企業・職場を通じて | |
| 8. その他 () | |

5-5. アダプト(里親)制度と現在のボランティア活動の違い

アダプト(里親)制度とボランティア活動の違いについてどのようにお考えになりますか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | |
|---|
| 1. あまり違いを感じない |
| 2. アダプト制度では里親として、特定の施設或いは区間等に対する思い入れがより強く望ましい |
| 3. アダプト制度では、行政が清掃用具の貸与、障害・賠償保険加入を行ってくれるのがよい |
| 4. アダプト制度ではサインボード(看板)の掲出ができるのが参加者にとってメリットである |
| 5. アダプト制度の方が企業が参加しやすい |
| 6. アダプト制度では行政と協定書を結ぶ必要があり煩わしい |
| 7. アダプト制度では清掃・美化の場所や回数を自由に選べず面倒である |
| 8. その他 () |

5-6. 望ましいアダプト(里親)制度のあり方

霧島市のアダプト(里親)制度を制定する際に重要だと思うことは何ですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

1. サインボード(看板)の掲出が重要である
2. 清掃道具の提供や助成が重要である
3. 安全指導・損害保険加入等が重要である
4. アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき
5. 集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき
6. 助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき
7. ボランティア・アダプト(里親)活動に係る行政の窓口を一本化すべき
8. 参加者・参加団体に表彰等の報奨を与えるべき
9. 行政として、ボランティア・アダプト等の共生協働活動を更に盛り上げていくべき
10. 行政が行うべきことは特に無い
11. その他()

<自由記入欄>

美化清掃に関するボランティア活動やアダプト(里親)制度についてお感じになられていることをご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れて(切手は不要です)

平成 23 年 7 月 22 日(金曜日)までにポストに投函して下さい。

2. 団体・事業所アンケート調査票

霧島市アダプト(里親)制度に関するアンケート調査票(団体・事業所用)

平成 23 年 7 月

各 位

霧島市長 前田終止

霧島市アダプト(里親)制度に関するアンケートのお願い

皆様には、平素より霧島市のまちづくりに対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

市では、河川、道路、公園などの美化・清掃等の管理維持について、アダプト(里親)制度を制定し、市民・事業者・行政が一体となり、本市の良好な環境を将来に引き継いでいくための取り組みを確立する仕組みを、(財)地方自治研究機構と共同で調査研究しております。また、(株)鹿児島地域経済研究所に調査協力をお願いしております。

その一環として、市内の団体・事業所の皆様にアンケート調査のご協力をお願いすることになりました。

ご多忙中に誠に恐縮ですが、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

回収した調査票は、統計的に処理し本目的以外に使用することはありません。

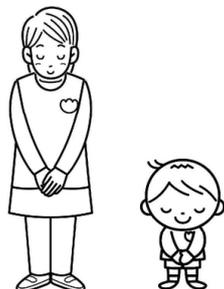
ご記入にあたって

- ご回答は各設問にしたがってご記入下さい。
- 本調査の対象は、霧島市内に所在する主要市民団体及び事業所を霧島市役所が無作為に 500 先抽出しております。

ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて(切手は不要です)、

平成 23 年 7 月 22 日(金曜日)までにポストに投函して下さい。

ご協力よろしくお願ひします



○霧島市 総務部 総務課 市民運動推進室

TEL : 0995-45-5111 (内線 1 1 4 5)

担当 : 永重、和田

○(財)地方自治研究機構

TEL : 03-5148-0662

担当 : 調査研究部 家中、石上

【調査票に関する問い合わせ先】

○調査協力機関 : (株)鹿児島地域経済研究所

TEL : 099-225-7491

担当 : 経営開発部 横山、寺田

※(財)地方自治研究機構は、地方行財政に関する調査研究機関として平成 8 年に設立され、

全国の地方公共団体との共同調査研究や法制執務支援事業を行う財団法人です。

※アダプト制度については、4 ページをご参照ください。

<貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動への取り組み>

3-1. 貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動への取り組み

貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動への取り組みについて、最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1. 現在取り組んでいる ⇒3-2 へ | } 4-3 へ |
| 2. 現在は取り組んでいないが今後取り組む予定である | |
| 3. 過去には取り組んでいたが現在は取り組んでいない | |
| 4. 現在は取り組んでいないが関心がある | |
| 5. 現在取り組んでおらず関心もない | |
| 6. その他（具体的に：) | |

3-2. 貴団体・事業所が現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動の内容

3-1.で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きます。現在取り組んでいる美化清掃に関するボランティア活動はどのようなものですか？当てはまるものを幾つでも選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 河川の清掃・美化 | 2. 市道の清掃・美化 |
| 3. 農道の清掃・美化 | 4. 林道の清掃・美化 |
| 5. 公園の清掃・美化 | 6. 公共施設の清掃・花壇の手入れ |
| 7. 墓地・神社等の清掃 | 8. 花いっぱい運動 |
| 9. その他（具体的に：) | |

3-3. 貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動への参加人数

3-1.で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きます。3-2.でご回答頂いた貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動には、一回あたり平均何人程度参加されていますか？一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 5人未満 | 2. 5～10人未満 |
| 3. 10～30人未満 | 4. 30～50人未満 |
| 5. 50～100人未満 | 6. 100人以上 |
| 7. その他（具体的に：) | |

3-4. 貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度

2-1.で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きます。貴団体・事業所は、3-2.でご回答頂いた美化清掃に関するボランティア活動に、おおよそどれ位の頻度で参加されていますか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 週に数回 | 2. 週に一回程度 |
| 3. 月に数回 | 4. 月に一回程度 |
| 5. 年に数回 | 6. 年に一回程度 |
| 7. その他（具体的に：) | |

3-5. 貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動に係る補助金・助成金等の有無

3-1.で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きます。3-2.でご回答頂いた貴団体・事業所の美化清掃に関するボランティア活動には、霧島市等から助成金・補助金等が支給されていますか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1. 支給されている | 2. 支給されていない |
| 3. よく分からない | |
| 4. その他（具体的に： _____） | |

<美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由>

4-1. 美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由

3-1.で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きます。貴団体・事業所が美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいる理由はどのようなものですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 美しい環境づくりのため | 2. 自然にやさしいまちづくりのため |
| 3. 共生・協働のまちづくりのため | 4. 良好な環境を将来に引き継ぐため |
| 5. 善意の活動に参加するため | 6. 社会貢献のため |
| 7. 団体・事業所として社会貢献をアピールするため | 8. 市から補助金が支給されるため |
| 9. 住民の親睦を深めるため | 10. 以前から実施していたため |
| 11. その他（具体的に： _____） | |

4-2. 美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点・課題

3-1.で「1. 現在取り組んでいる」と回答された方にお聞きます。貴団体・事業所が美化清掃に関するボランティア活動をするうえで、困っていることは何ですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 参加者が集まらない | 2. 参加者が高齢化している |
| 3. 怪我等のリスクの問題がある | 4. 責任者がはっきりしていない |
| 5. 集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である | 6. 霧島市等行政の窓口が分散していて良くわからない |
| 7. 補助金等に関わる手続きが煩雑である | 8. ボランティア活動が停滞している |
| 9. 団体・事業所として取り組む意義が明確ではない | |
| 10. その他（ _____） | |

4-3. 美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由

3-1.で「2～6. 現在は参加してしない」と回答された方にお聞きます。貴団体・事業所が美化清掃に関するボランティア活動に取り組んでいない理由はどのようなものですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 団体・事業所として取り組む方針ではないから | 2. よく知らないから |
| 3. 他の業務が多忙で、取り組む余裕が無いから | 4. 費用がかかるから |
| 5. 特に理由はない | |
| 6. その他（具体的に： _____） | |

※ここからは、回答者全員にお聞きます。

<鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト(里親)制度に対する認識>

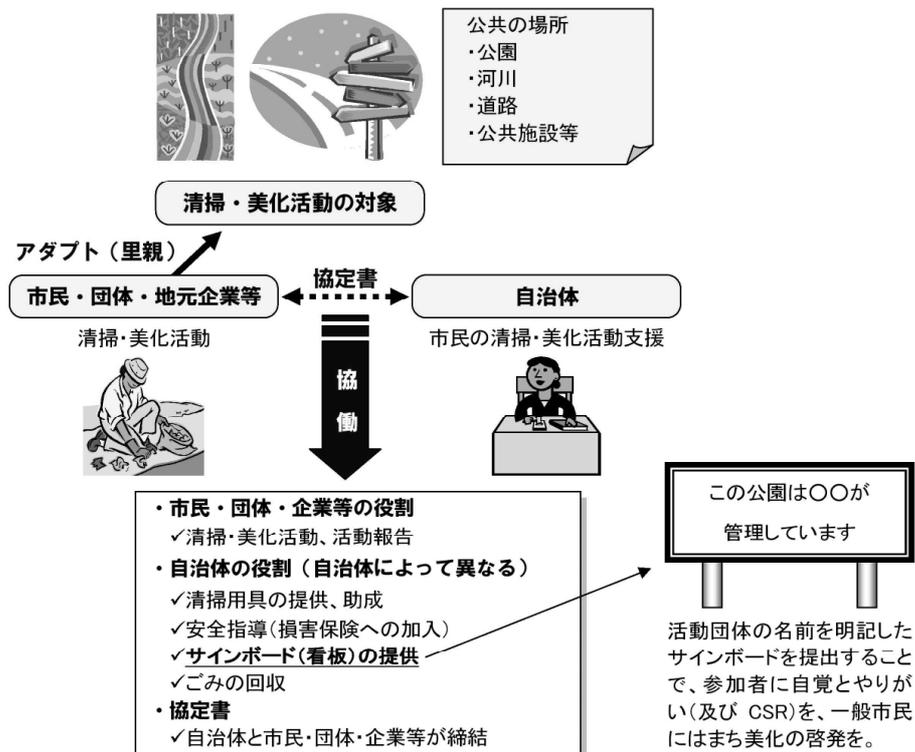
5-1. アダプト(里親)制度に対する認知

アダプト制度についてご存知でしたか？(回答者個人の意見で構いません)最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. 聞いたことはあるが、あまり知らない | 4. 全く知らない |

～アダプト制度について～

アダプト制度とは、地域の住民や企業が里親となり、一定の公共の場所(道路や河川など)を養子に見立てて(アダプト=養子縁組)、愛情をもって面倒を見て美化清掃を行い、行政がこれを支援するものです。



5-2. 鹿児島県及び霧島市のアダプト(里親)制度・アダプト的取り組みに対する認識

下表の鹿児島県及び霧島市のアダプト(里親)制度・アダプト的取り組みをご存知でしたでしょうか？各制度について、1～4の番号を一つ選んで○で囲んで下さい。

事業・制度名	鹿児島県・霧島市の窓口部署	各制度毎に最も良く当てはまる番号を一つ選んでください			
		活用している	知っているが活用していない	関心があるが知らない	関心がない
事業・制度の概要					
みんなの水辺サポート推進事業	鹿児島県土木部河川課				
県管理河川または海岸の一定区間(100m以上)において、年2回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行う団体を支援対象とし、現在 104 の団体が認定を受け活動している。		1	2	3	4
ふるさとの道サポート推進事業	県土木部道路管理維持課				
県管理道路の一定区間(100m 以上)において、日常的な管理を行うとともに、年 2 回以上の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等を行う団体や個人を支援対象とし、現在 362 の団体が認定を受け活動している。		1	2	3	4
みんなの港サポート事業	県土木部港湾空港管理課				
県管理港湾又は海岸の相当程度の一定区間において、年 2 回以上、定期的なゴミ拾いや草刈り等の活動を行う団体や個人を支援対象としている。		1	2	3	4
霧島市環境美化活動事業委託	霧島市道義高揚 ・豊かな心推進協議会本部				
緑豊かな美しい環境づくりを支援する地域やボランティア団体の取り組みを支援する。		1	2	3	4
環境美化里親制度推進事業	市総務部総務課市民運動推進室				
市道・公園・河川等で自発的に清掃や花の植栽などの環境美化を行う市民団体等を「環境美化里親」として認定し、市民と行政が協力して快適で美しいまちづくりを推進している。		1	2	3	4
ふれあいボランティア霧島の日	市総務部総務課市民運動推進室				
地域内の道路・河川掃除・空き缶拾いや公共施設の清掃・花壇の手入れ、墓地・神社等の清掃、独居老人宅訪問等を行う 89 の地区自治公民館を支援対象としている。		1	2	3	4
地区活性化事業補助金	市企画部共生協働推進課				
公共の場(市道周辺等)を含む美化作業やロードミラーの清掃、空き缶拾い、花いっぱい運動などを行う地区自治公民館及び自治会を支援対象としている。		1	2	3	4
霧島市河川景観保全アダプト制度	市生活環境部環境衛生課				
市/国・県の管理する河川の堤防等の草払い、ポイ捨てごみ等の収集・処分、不法投棄ごみや堤防の破損等の情報提供を行う企業等法人や市民活動団体を支援対象としている。		1	2	3	4

5-3. アダプト(里親)制度の活用意向

霧島市で、多様な施設や場を対象としたアダプト(里親)制度が導入された場合、貴団体・事業所は活用されますか？最もよく当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 活用したい | 2. 活用を検討したい |
| 3. あまり活用したくない | 4. 興味がない |
| 5. ボランティア活動と何が違うのか分からない | |
| 6. その他(具体的に:) | |

5-4. 貴団体・事業所がアダプト(里親)制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場等

霧島市で、多様な施設や場を対象としたアダプト(里親)制度が導入された場合、貴団体・事業所がアダプト制度を利用して美化清掃に取り組みたい施設・場等はどこですか？幾つでも選んで○で囲んでください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 河川の清掃・美化 | 2. 市道の清掃・美化 |
| 3. 農道の清掃・美化 | 4. 林道の清掃・美化 |
| 5. 公園の清掃・美化 | 6. 公共施設の清掃・花壇の手入れ |
| 7. 墓地・神社等の清掃 | 8. 花いっぱい運動 |
| 9. その他(具体的に:) | |

5-5. アダプト(里親)制度と現在のボランティア活動の違い

アダプト(里親)制度とボランティア活動の違いについてどのようにお考えになりますか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

- | |
|--|
| 1. あまり違いを感じない |
| 2. アダプト制度のほうが企業が参加しやすい |
| 3. アダプト制度ではサインボード(看板)の掲出ができるのがメリットである |
| 4. アダプト制度の方が、施設や場に対する団体・事業者の思い入れが強くなって望ましい |
| 5. これまでのボランティア制度の方が分かりやすく好ましい |
| 6. その他() |

5-6. 望ましいアダプト(里親)制度のあり方

霧島市のアダプト(里親)制度を制定する際に重要だと思うことは何ですか？幾つでも選んで○で囲んで下さい。

1. サインボード(看板)の掲出が重要である
2. 清掃道具の提供や助成が重要である
3. 安全指導・損害保険加入等が重要である
4. アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき
5. 集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき
6. 助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき
7. ボランティア・アダプト(里親)活動に係る行政の窓口を一本化すべき
8. 参加者・参加団体に表彰等の報奨を与えるべき
9. 行政として、ボランティア・アダプト等の共生協働活動を更に盛り上げていくべき
10. 行政が行うべきことは特に無い
11. その他()

<自由記入欄>

美化清掃に関するボランティア活動やアダプト(里親)制度についてお感じになられていることをご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れて(切手は不要です)

平成 23 年 7 月 22 日(金曜日)までにポストに投函して下さい。

霧島市アダプト（里親）制度推進計画策定
に関する調査研究

－平成 24 年 3 月発行－

霧島市 総務部 総務課 市民運動推進室

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

電話 0995（45）5111（直通）

財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座七丁目 14 番 16 号 太陽銀座ビル 2 階

電話 03（5148）0661（代表）

印刷 日本印刷株式会社